

第百二回国会 法務委員会 議 録 第 九 号

昭和六十年三月二十九日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 太田 誠一君

理事 森 清君

理事 横山 利秋君

理事 三浦 隆君

井出一太郎君

衛藤征士郎君

丹羽 兵助君

山崎武三郎君

中村 巖君

林 百郎君

出席國務大臣

法務大臣 嶋崎 均君

出席政府委員

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務省民事局長 枇杷田泰助君

法務省刑事局長 寛 榮一君

委員外の出席者

大蔵省主税局長 津野 修君

制第三課長 加藤 泰彦君

国税庁直税部長 山口 繁君

人税課長 末永 秀夫君

最高裁判所事務 局長 山口 繁君

法務委員会調査 室長 末永 秀夫君

委員の異動
三月二十八日

辞任

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

補欠選任

江崎 真澄君

網岡 雄君

嶋崎 讓君

同日

辞任

江崎 真澄君

網岡 雄君

嶋崎 讓君

補欠選任

上村千一郎君

稲葉 誠一君

小澤 克介君

三月二十九日

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に關する請願(梅田勝君紹介)(第二四六二号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二四六三号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二四六四号)

同(瀨崎博義君紹介)(第二四六五号)

同(瀨崎龜次郎君紹介)(第二四六六号)

同(津川武一君紹介)(第二四六七号)

同(中川利三郎君紹介)(第二四六八号)

同(野間友一君紹介)(第二四六九号)

同(林百郎君紹介)(第二四七〇号)

同(東中光雄君紹介)(第二四七一号)

同(不破哲三君紹介)(第二四七二号)

同(正森成二君紹介)(第二四七三三号)

同(松本善明君紹介)(第二四七四号)

同(三浦久君紹介)(第二四七五号)

同(養輪幸代君紹介)(第二四七六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に關する件

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案(内閣提出第二〇号)

〇片岡委員長

これより會議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所山口総務局長から出席説明の

要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇片岡委員長 内閣提出、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に關する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る四月二日、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇片岡委員長 質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤征士郎君。

〇衛藤委員 本法律案の立法趣旨ないし目的は、法案の第一条に規定されておりますとおり、最近における登記事件の急増に対処するため抜本的な事務処理体制の改革を図ろうとするものであります。登記事件は増加の一途をたどっておりまして、今後も都市開発また道路整備、住宅、団

地の建設などによりまして公共事業の拡大や企業活動のますますの発展に伴いましてさらに増加することが予想されます。これにより登記の事務処理が遅滞し、また国民へのサービスが低下することになりますと、国民の最も重要な財産であります不動産の権利の保全に重大な影響を及ぼすことが懸念されるのであります。このような登記事務量の増加とそれに伴い発生することが予想される事態に効果的に対処するためには、登記事務処理体制の抜本的な改革が必要でありまして、これを図るべく必要な事項を法律化しようというのが本法律案の趣旨とするとところであります。理解しております。まことに時宜に適した法案であらうと思ひます。

そこで、まず第一に局長にお伺いたしますが、第一条に言うところの「最近における不動産登記、商業登記その他の登記の事務の処理の状況」、すなわち登記事務処理の現況についてお伺いしたいと思ひます。

また、第二点として、今回登記にコンピュータ化が図られるわけでありまして、これによつていかなる効果が期待できるのか、この点につきましては恐縮でございますが大臣にお伺いいたします。

〇枇杷田政府委員 現在の登記所の実情は、膨大な事務量にいわば忙殺されておるといふのが現状でございます。試みに事件数の推移を申し上げますと、昭和四十六年度を一〇〇としたとしますと、昭和五十八年度におきましては一一七、これは甲号事件でございます。それから謄抄本等の乙号事件につきましては、昭和四十六年度を一〇〇としたとしますと昭和五十八年度におきましては実に二〇八、要するに二倍というふうにあつておるわけでございます。そして、そのような増加の傾向はなおこれからも続いていくものと予想されるとこ

るでございます。

そのような状況のもとで、一方では増員を図り、また能率器具の導入等も努めておるところでございますけれども、なかなか対処し切れないという状況から、申請人の方々にとっては謄抄本を求めておいでになる方々も窓口で相当時間お待ちをせよとか、あるいは所有権移転等の甲号事件につきましても事件の処理がかなりの日数を要するというような状況でございます。まことに残念なことでございますけれども、行政管理局の調査によつても窓口サービスの面では登記所が一番悪いというような評価も受けている状況でございます。したがって、これらの状況を改善するためには抜本的な方策を講ずる必要があるであらう。そのためには現在の登記簿の簿冊制度というものをコンピュータに切りかえることによつて打開の道を開きたいということを考えておるところでございます。

○嶋崎国務大臣 ただいま民事局長の方から説明がありましたように、最近の登記事務の状況は量的にも何とも処理ができないような増大傾向を示しておるわけでございます。例えて申すならば、新規の登記の関係の仕事、甲号関係でも一年に四千三百万件、抄本をいだとかあるいは閲覧をするとかいふような乙号関係のところでも何と一年に四億一千万件といったような状態になっておる。しかも、乙号だけで見ても年々の増加が御承知のように千六百五十万件ふえるというような状態になってきておるわけでございます。ちょうど一年に愛知県一県分ずつふえるというようなことでございますから、なかなかその事情は大変なことでございます。

そこで、今御説明あったとおりでございますが、御質問の、特にこれによつて将来どういう問題の解決になるかということでございます。第一番目に挙げられるのは、やはりそういう複雑多様化して何とも量的に追いつけない、しかもそれが質的な面でもある程度問題が起きてしまっている問題が生じてきているというような問題も

あるわけでございますけれども、とりわけこれを処理するために、非常に困難な行政改革の実情の中で人員増というのとはなかなか要望どおり認めていただけないというような状態もあるわけでございます。そののみならず、登記の仕事というのは今の体制の中で運用することは将来考えてもなかなか難しからう。したがって、何とかそういう増員を回避をし、それを能率化し、合理化することによつて能率を上げていかなければいけないのじゃないかというような観点からこれを取り上げた非常に大きな理由であらうと思ひます。

二番目は、そういうことを通じまして、できるだけ行政サービスを高揚させていきたいというふうに思つておるわけでございます。

今、平均的に調べてみても、例えば謄本をいただくというような乙号関係のところでも、大体平均的に四時間近い時間がかかるというふうなことになります。そのことは一般の利用される国民に大変な御迷惑をかけるというふうなことに相なるわけでございます。したがって、そういう意味での能率を上げて、国民の需要に対して的確に対応していきたい。それとともに、今膨大な量になっておりますから、いろいろ登記、抄本等について間違いが起きるといふような事件、あるいは更正をしなければならぬというような事件もあるわけでございますから、そういう点についてその改善に努めまして、行政サービスをぜひとも上げていかなければならぬという問題があると思ひます。

それからもう一つは、御承知のように、今の登記簿というのはブックシステムになっておつて、それが一冊しかないわけでございます。そういう実情にあるわけでございます。今度コンピュータ化をしますと、それをチェックするという機能で一つの磁気ファイルができる、それから正本の磁気ファイルができる、二つの組織ができるというふうなことになるわけでございます。そうなりますと、それをうまく保全をするということになれば、災害等において、不幸な事態があつたと

いうようなときの回避のために非常に役立つというふうな効能を持つこともできるのではないだろうかというふうな思つておるわけでございます。計画はある程度時間がかかるということとは、非常にたくさんある処理案件があるこの登記の実情でございますから、にわかには期しがたいけれども、できるだけ早目に実現をされるような努力をすることによりまして、以上申し上げた三つの点の解決に努めてまいりたいと思つておる次第でございます。

○衛藤委員 大臣からお話がありましたが、全国すべての登記所に登記のファイルが備えつけられた際には、現在あるようなブック式の登記簿は廃止されるのかどうか、お尋ねいたします。

○枇杷田政府委員 将来、登記法の改正がなされまして、そしてコンピュータ化の作業が終わりますと、その登記所におきましては、登記簿というものはいわば法律のな意味を持たなくなりまして、現在の登記簿の法律的な効用といひますかそういう性質のものは、磁気ディスクに記録されておるものが登記簿にかわるということに相なります。

○衛藤委員 登記をコンピュータ化することによりまして、将来改正が必要となる法律があると考へられますが、現時点においてその対象となるものとしてどのような法律をお考えになつておられますか。

また、登記ファイルへの移行が完了する登記所が出現するまでには、不動産登記法あるいは商業登記法などを改正をしておく必要があると考へられますが、その改正の時期は大体いつごろとお考へでありますでしょうか、お尋ねいたします。

○枇杷田政府委員 現在、登記簿を備えているいろいろな事項を記録させるというふうなことを定めております法律が三十を超える法律がございます。したがって、全部の登記簿をコンピュータ化するということになりますと、その三十幾つかの法律をすべて改正しなければならぬということに相なります。中心になりますものは、不動産登

記法と商業登記法ということになるわけでございます。

ただ、その三十幾つかの法律の中には、商業登記法等を準用するという規定で賄つておるものが多うございますので、法律の形式上はどういうことになるかというのとは、これから少し検討をしなければならぬことだらうと思ひますけれども、いづれにいたしましても、その三十を超える法律のすべてに実質上の改正を加えていくということが必要であらうと思ひます。そのような法改正はこれから検討を進めてまいらるわけでございますけれども、私どももいたしましては、二年後の国会にその改正法律案が提出できるように努めてまいりたいと思つております。

○衛藤委員 登記のコンピュータ化の施策と関連いたしまして、コンピュータによる処理が増加してまいりますと、当然データの保護の問題や、あるいは担当者による端末機の誤った操作により誤った情報が入力されるなどの問題が懸念されるわけでありまして、これらにつきましては万全の対策が講ぜられておるものと確信はしておりますが、パイロットシステムでもそれらの検証がなされておるもの、このように理解しております。この機会に改めてこれらの防止策について伺いをいたしたいと思ひます。

○枇杷田政府委員 現在の登記簿制度の場合におきまして、登記用紙の抜き取りとか改ざんとかという不正事件が残念ながら起きております。そのような不正事件は、コンピュータによつて防止することが可能になると思ひますけれども、また逆にコンピュータ化してまいりますと、いわゆるコンピュータ犯罪といひますとか、コンピュータを利用して、また内容を改ざんしたりあるいは記録を消滅させるというふうなことが技術的に可能になるという面が出てまいります。したがって、このコンピュータ化のためのシステム開発あるいはプログラムの設定の場合に、そのような不正が行われないようにということを厳重にチェックするシステムを開発していかなければ

ればならないと思います。現在板橋の出張所におきまして行っておりますパイロットシステムにおいても、そのような措置は十分に考えてやっておりますけれども、なお、これから本番のシステムを開発する段階におきましては、さらにあらゆる面から検討し、その不正が絶対にでないというような形のものに工夫を重ねてまいりたいと思っております。

○衛藤委員 ただいま局長からお話のありました板橋の出張所でのパイロットシステムでございますが、私は先般の視察に参加できませんで大変失礼いたしました。パイロットシステムについて意見を述べる評価委員会がある、このように伺っておりますが、この評価委員会とはどのような機関でどのような活動をしておられるか、お尋ねしたいと思っております。

○枇杷田政府委員 このパイロットシステムと申しますのは、登記制度にコンピュータを導入する場合のいわば実験でございますので、十分な検証がなされなければいけないわけでございます。そうなりますと、単に役所の側からだけの検証というだけでは不十分でございますので、あらゆる部門からの専門家に御参加をいただきまして十分な検証をしていただきたい。しかも、それが個々の問題についての検証というよりはむしろ総合的に検証していく必要があるであろうということから、いろいろな方面の専門の方にその評価を依頼いたしまして、その方々にお集まりをいたしまして、討論をしながらその評価をしていただくというようなことにしております。それが俗称といえますか、普通通どもがパイロットシステムの評価委員会と呼んでおるものでございます。その評価委員会は、板橋でパイロットシステムを行いました直後に発足をさせまして、そして現在までに、委員会といえますか全体の集まりが九回行われております。

そして、各分野に大ざっぱに分けまして、準備会というものを三つに分けて設けております。その第一準備会と申しますのがソフトとかハードと

かそういう面での信頼性を中心に検討する部門、それから第二準備会と申しますのが利用者側、そういう面から見た問題の検証ということ、それから第三準備会と申しますのは、職員の側と申しますか、職場の執務環境という面から検討する。そういう三つの部門に分けまして、そして各準備会です。準備会の開催回数は、三つそれぞれ回数には違いますが、合計いたしますと、現在までに十八回開かれております。

そのようなことですが、去る三月十一日に中間的に従来までの検証の結果をまとめました。結論的に申しますと、ハードとかソフトの面における信頼性も十分であることであって非常に効果がある、それから職員の側、執務環境の側からいいますと、現状よりはかなりの向上が図られるというふうな結論が出ております。なお、その中には、幾つかのものと改善すべき点とか検討すべき点とかという指摘はございますけれども、大ざっぱに言うところいうふうなことになるので、次第でございます。

○衛藤委員 我が国の登記制度というのは諸外国における登記制度と歴史的な沿革等かなり相違するものがあると思っておりますが、今回コンピュータ導入に際しまして、特に外国のコンピュータ化の中で参考になりました点がございましたら御指摘をいただきたいと思っております。

○枇杷田政府委員 欧米の主要諸国におきまして登記制度のコンピュータ化はどのように進んでおるかという調査はいたしております。そして各国におきまして、それぞれ登記制度の現行の扱いがいろいろ方式が違っておりますものですが、必ずしも一律には申し上げられませんが、方向としてはコンピュータ化の方向に向かうというふうなことで、現に導入をしているところもあります。その点でいろいろ導入の仕方がございまして、それいろいろと参考にさせていただきます。

ただいまはおるのでありますけれども、結論から申しますと、我が国で一番問題になりますのが漢字をどう処理するかという点でございます。そういう面につきましましては諸外国の参考にならない、むしろ漢字の問題がない、アルファベットだけで処理ができるということで大変簡単にいくという点ではうらやましいという感じはいたしますけれども、特に我が国のコンピュータ化についてこの方式がということで新しい、何といえますか目を開かれたという調査の結果は出ておりません。

○衛藤委員 本法律案と登記特別会計創設との関係はどうなりますか。また、本法律案は、全国すべての登記事務がコンピュータにより処理されるまでの間の登記事務について定めるものかどうか、お伺いしたいと思っております。

○枇杷田政府委員 この法律案の第五条で国の責務の規定がございまして、このような規定が置かれておりますけれども、そのような責務を実現するため、すなわちコンピュータを用いて登記を行う制度を導入していくということになります。それにはかなり多額の経費を必要といたします。したがって、国の責務を果たしていくためには、このための財政的な裏づけが必要ということになります。そういう面では、一方では登記の特別会計制度を設けて、そして受益者負担的な考慮も入れながら、このコンピュータ化を進めていくということになるわけでございます。したがって、この法律の第五条と登記特別会計制度というものは結びつくわけでございまして、いわばこの法律が特別会計制度を必要とするその政策の中心になるということでは言えようかと思っております。

○衛藤委員 第一条に規定されておる「円滑化を図るための措置」とは、具体的にどのような措置を指しておるのか、また、第二条第一項の「登記ファイル」とは何を指すか、また、第二条第二項の「電子情報処理組織」とは何かについてお尋ねいたします。

○枇杷田政府委員 第一条の「処理の円滑化」と

申しますのは、先ほど来申し上げておりますように、現在の登記事務が必ずしも円滑に処理されておらないわけであります。したがって、それを抜本的に改善していくためにはコンピュータの導入が必要であるということでございます。したがって、そのコンピュータの導入というのをいよいよこの登記制度の改善の中心に据えるという意味で書いておるわけでございます。コンピュータが導入されれば、謄抄本の作成が迅速円滑に進む、あるいは乙号事件の処理につきましても円滑になるということでございます。

それから第二条の関係の「登記ファイル」と申しますのは、これは余り熟しているとは言いがたい言葉ではございますけれども、要するに登記事項を記録するものということになります。うか、実質的にはここでは磁気ディスクを私どもは考えておるわけでございますが、そういうものに記録をさせるということでございます。それを電子情報処理組織によつて行うということの結びつきで、そういう解釈が出てくるわけでございまして、「電子情報処理組織」と申しますのは、申し上げるまでもなくコンピュータによる処理組織ということでございます。これは自動車登録等にもこのような言葉が使われておりますので、そういう言葉でここに表現されておるわけでござい

○衛藤委員 登記簿には、不動産登記法に規定されておる土地登記簿あるいは建物登記簿、また商業登記法に規定されている株式会社登記簿、有限会社登記簿など、幾つもの種類の登記簿がありますが、法案第二条第一項の規定により法務大臣が指定した登記所においては以上のすべての登記簿を登記ファイルに記録することになるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○枇杷田政府委員 ただいまお述べになりました登記簿は、この第二条によつて法務大臣が指定いたしますので登記ファイルに記録するという作業がまず一つでございまして、ただ、その作業が一遍にはできませんので、したがって

て場合によつては部分的にといひますか、不動産登記なら不動産登記だけというふうな形です。これも可能ではないかと思つておりますけれども、私どもとしますと、まず最初の指定の關係では登記所で、法務大臣が指定をいたしますれば、ただいまおつしやいましたような種類の登記簿については全部登記ファイルに記録するという作業が可能になるというふうな考え方でありま。

○衛藤委員 第三條第一項に規定されておる「登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」の意味と、この書面は登記簿の謄本または抄本と異なるのかどうかについてお伺ひいたしたいと思います。

○枇杷田政府委員 この第三條第一項の記録されておる事項の全部または一部ということでございますが、全部というのは、現在の登記簿で申しますと謄本に当たるものでございます。ある一つの不動産なら不動産に関する記録事項が全部ということでございます。一部と申しますのはその一部でございます。いわば抄本に当たるものでございます。そのようなものを請求によつて交付するということになるわけでございます。

この証明書の性質でございますけれども、これはこの段階では、この段階と申しましようか、この法律ではまだ登記簿というものを廃止するといひましようか、登記法そのものを改正しておるわけではございませんので、登記簿は現在のまま存在するわけでございます。それに並行して登記ファイルに登記事項が記録されておるという状態でございます。したがって登記簿の謄本とか抄本そのものではないわけでございます。しかしながら登記簿と同じ内容のものが記録されておるわけでございますから、そこからいわばコンピュータを用いて打ち出されたこの証明書というものは実質的には登記簿の記載と同一であるといひましようか、言えるわけでございます。したがって、そのような書面も、これは登記簿の謄本あるいは抄本と同じような法的な効果を認めてもいいじやないか、効力を認めてもいいじやないかといひ

ことで、四條で規定が設けられておるところでございますが、あくまでもこれは登記簿の謄本または抄本ではないということでございます。

○衛藤委員 第五條第二項の「政令で定める審議会」とは何を指すのか。また、その審議会の意見を聞かなければならない重要な施策とは具体的にどのようなことか。例えば関係法律の改正の要否など重要な施策に含まれるのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

○枇杷田政府委員 この第五條第二項で考えております審議会というのは、私どもといたしますと、現在民事行政審議会というのがございます。それを政令によつて指定をしていただこうという考え方を持っております。

この審議会の意見を聞くというのは重要な事項についてでございますが、コンピュータ關係につきましても、重要な事項と申しますと、閲覧制度といふものを、現在と同じような形のものではないことになりま、そういう場合にどういふふうに変えていったらいいのどうかとか、あるいはコンピュータによりましてこの際といひましようか、今までのブックシステムでの制約を外すような、そういう仕組みのものができる余地はないだらうかとかというような事柄、それからコンピュータ化を進めていきます場合の進め方と申しましようか、そういうような事柄についても審議会の意見を伺ひながら決定をしてまいりたいという考え方でございます。

○衛藤委員 これで終わります。

○片岡委員長 天野等君。

○天野(等)委員 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案、大変長い名前で、どこでどういふふうにかれるのかちよつとわからないような法律の名前なのでございますが、なぜこんなことを申し上げるかといひますと、実はこの法律の提案理由の説明のところ、これは第一條と同じことが書かれてはいるのですが、「この法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導

入によるその処理の円滑化を図るための措置等につき必要な事項を定めようとするもの」だということ。そこで、つながりの問題としてまずお尋ねしておきたいのですが、この法案というのは、最近における登記事務の処理の状況にかんがみて、これを何とか解決しようとするために、そのために電子情報処理組織を導入しようとする、そういう法案なのかどうかという点です。としますと、言葉としては、電子情報処理組織の導入によりその処理の円滑化を図るための措置といふことなのかどうか、そういうふうな考えでいいものなのかどうか、最初にちよつとそのことをお尋ねしておきたいのです。

○枇杷田政府委員 実質的にはただいま天野委員が仰せになったとおりでございます。ただ、この法律は電子情報処理組織の導入というのが中心ではございませんけれども、ただそれだけではございませんで、その他の施策も講じながらという要素もあるのですから「措置等」といふことになつておりますけれども、コンピュータ導入の關係につきましてもは今御指摘になつたような考え方と変わつておらないと思ひます。

○天野(等)委員 なぜこんなことをお聞きしたかといひますと、このお出しいただきました関係資料その資料編のところ、参考資料の中で実は「登記事件数の推移」というのが出てくるわけでございまして、要するにここでおかるのは、現在の登記の事務の処理の状況という中の事件数がふえているということだけしかこの資料ではわからないんです。事件数がふえているということだけなのか。問題はここふえた事件数をどう処理しているのかといふ、そこところの問題を資料としてはやはりつけていたかなければならぬのじやないか。この点について、この間における登記事務に従事している職員の数がどういふ推移をしているのか、これに比べてふえているのか、あるいは減つてはいるのか、ふえないのか、あるいは事件数に応じて手数料収入というふうな形での収入がどういふ推移を示しているのか、これこそ

私は事件を処理しているといふことの推移だと思ふのですが、私のこの点についてこの資料は非常に足りないものだと思ふのです。その点で、この事件といふものについて、単に事件がふえているということだけを考へておつて、それでこの法案をおつくりになつておるのかどうか、その点はいかがなですか。

○枇杷田政府委員 ただいまの御指摘はごもっともでございます。私も資料としてはなお対応する法務局側の資料も提出すべきであつたと思ひます。当委員会におきましてもしばしば登記事件数の伸びとそれからそれに対する法務局側の対応の關係についての御質疑があるわけでございまして、その面について改めて申し上げるまでもございませんで、登記従事職員の数といふのは事件数の増加に比べて余り伸びておらない。殊に最近におきましては、定員の抑制といふものが政府全体の方針として打ち出されておりますために、余り大きな増員は得られていないといふ状況であることは改めて申し上げるまでもございませんで、そういう資料も全部つけて出すべきだつたといふことは御指摘のとおりでございまして、大変申しわけないことだと思つております。

○天野(等)委員 これはできればこの「登記事件数の推移」に重ねる形で、グラフの指数で見ますと大変よくわかるものですから、ここに、その年度の登記従事職員の数とか、あるいは特別会計との關係で手数料収入の推移の数とかいふものをひとつおつくりいたしたい、簡単だと思ひますので、きょうといふことで申し上げておるわけじやございませんで、法案審議の過程の中でちよつと御提出いただけないかといふふうと思ひます。

私の方では一応調査室等でお聞きをしまして調べてみました。それで見ますと、これは事件数が四十年度を一〇〇としたときに五十八年度四六六、これは乙号事件、甲号事件一七五となつています。私調べた資料が、ちよつと母数を間違えて

しましまして、四十一年度を一〇〇とした数字なんです。そうしますと、職員数は一二三にしかなくていい。これがいわば現況なのだろうという事です。

それで、これはお尋ねしたいんですけども、この法律ができることによってまさに最近における不動産登記、商業登記その他の登記事務の処理の状況がどれだけ改善されることになるのか、あるいはそれはさしあたってはこの事件については改善のあらはなけれども、長い見通しとしてそうなんだ、これはわかります。しかし、さしあたって今の状況についてこの法案が何らかの救いになるのかどうか、この点については大臣、いかがでございますでしょうか。

○嶋崎国務大臣　ただいま御指摘の資料等につきまして、できるだけ準備をしてお話を申し上げたいと思いますが、確かに案件の伸び率というのは非常に高うございます。特に公共事業等がどんどん施行をされる、あるいは住宅が非常にどんどん建つような状態になってきている。しかも、だんだん、核家族的な背景ということがありますので、しかもそれを借金その他でお買になる、したがって抵当その他に入ると非常に複雑な様相になってきておるわけでございまして、そういうことを考えてみますと、事件数の伸びに対して人員の伸びが非常に窮屈になっていることは事実だろうと思うのでございまして。しかし御承知のように、昭和四十四年からこの人員の増加その他については年々努力を積み重ねて、そういう条件の中では相当御配慮をいただいているというふうには思っておりますけれども、なかなか十分でないというのが私は現実であらうというふうに思うのでございます。

ところで、今度のこの電子情報処理組織による登記事務に切りかえていくといっても、いろんな意味で基礎は四十七年以來非常に研究され、しかも日本語を何とか消化をできるワードプロセッサというものもできてきて、それが軌道に乗ってようやく日の目を見まして、それをベースにして

これから拡充をするという基礎は十分できたというふうな思っておりますけれども、これを全国的に広めていくためのいろんなシステムというものを考えていかなければならぬということになります。そして、それにはある程度の時間がかかるというのはやむを得ない点もあると思うのでございまして。そういう意味で、ここ一兩年はこれはなかなか窮屈な事情が引き続いてあることは否定できない状態であらうというふうな思っております。まして、まずそれに対応するために、人員の面はもちろんのこと、いろんな意味での能率を上げるための施策というものを講じてまいってはおりまして、現在の登記事務の状態というものを考えますと、そういう点に十二分に配慮した運用をしていかなければならないというふうに思っております。第でございまして。

○天野等委員　コンピュータ化が完成される時期というのはどのくらいの時期を見込んでおられるのですか。

○批田田政府委員　二十一世紀までには全部完了したいということで、一応十五年間ぐらいで全体をやりたいというふうな考え方をしております。

○天野等委員　ということは、この法律案の提案理由にある「最近における不動産登記、商業登記その他の登記事務の処理の状況」は、これはこの法案を出してみても大して変わりようはないんじゃないやありませんか。この法案を出すことによって最近における登記事務の問題、これは解決しないわけでしょう。これが解決するのはまさに二十一世紀、それに向けての大事業であることはよくわかります。この点についてはまた後でお尋ねしようと思っておりますけれども、この法案を出しても、最近の登記の処理の破局的なといった過言ではないようなこの状況は恐らく変わらなないんじゃないかと思うのですが、いかがでございますか。

○批田田政府委員　コンピュータを導入するということになりまして、ただいまおっしゃいます

したように、長期間の年月を要しますので、一挙に改善されることにならないことは御指摘のとおりだと思います。ただ、その移行の手順といたしますと、繁忙庁の方から移行を進めてまいりまして、なるべく早くその効果があらわれてくるようなやり方で進めてまいりたいということが一つでございまして。

それから、この法律で、先ほどもおっしゃいましたけれども、コンピュータ導入ばかりではなくて、その他もろもろの施策も講じなければいけないだろうというところでございまして。したがって、特別会計の方ではそういう面も配慮をいたしまして、コンピュータの導入のための経費のほかに、窓口のサービスを充実するための窓口整理要員をかかるとの人数を入れるようにするとか、あるいは現在の能率器具をさらに拡大をして入れるとか、あるいは施設をよくしていくとかいうような経費も盛り込んで現状を打開して、そして中期的と申しますかそういう面においては、コンピュータの導入によって抜本的なものに改善を図っていく、そういう構想でおるわけでございまして。

○天野等委員　現状認識の問題についてもう少し触れますけれども、実は、私、ちよつと試算をしてみました。登記事件数の推移の昭和四十五年で、この時期における登記従事職員数が八千三百六十三名というふうに、私の方で調査をいたしました。これで割りますと、甲号乙号足しまして、登記従事職員一人どのくらいの件数を持っていたかということ、二十四件強でございます。これは昭和五十年では三十件強、それから五十五年では四十二件、五十八年度で四十六件、一人当たりの件数がウナギ登りに上がってきているわけですね。それで恐らく昭和四十五年の時点においても、そんなに登記所の仕事が暇であったという状況ではなかっただろうと思うのですが、その間二倍近い一人当たりの事件、これを処理するために恐らく民事法務協会ですからの職員の派遣というふうなこともなさってこられたのではないかと

思うのですが、この民事法務協会からの派遣の現

状、どういうふうになっているのか、どのくらいの人数を派遣をしておられるのか、これが登記所にどのくらい配置をされておられるのか、その辺の資料はございましてしょうか。

○批田田政府委員　民事法務協会により派遣職員の関係は、現在全国で百十四庁でございまして。そして派遣されておる職員は約六百人、六百人をちよつと切る程度でございまして、その程度の者が派遣されております。

○天野等委員　そうしますと、登記従事職員が現在、昭和六十年の時点で九千七百二十七人という状況でございまして、それに約六百人足しましても全体として一万三百人ぐらいいる。一万三百人ぐらいという状況だろうと思うのです。この六百人を入れたとしても、一人当たりの事務処理量というものはもう非常にふえていくということができると思うのです。今、この現状がこの法案を出すことによって直ちに解消していくというところにはならないだろうと思うわけですね。もちろん繁忙庁等から先にコンピュータを導入するというところでその方向にいくことは大いに望ましいことですが、そういうふうによつていただけると思いますが、そういうふうには、直ちにこの状況が解消するとは思えない。一方で、私も先日渋谷の登記所も視察をいたしました、非常な悪環境、悪状況の中にあるということは実感いたしました。この法案を出すと同時に、やはり現状をどういうふうな改善をしていくのかというところでの見直し、その辺はいかがでございますか。

○批田田政府委員　御指摘のように、この法律が成立したからといってその日から抜本的に登記所の現状が変わるというものではございません。したがって、コンピュータ導入を進めながら、一方で現在の簿冊制度を中心にしながら仕事をしている登記所がほとんどでございます。そういうところにつきましましては増員とかあるいは部外委託の拡大であるとかあるいは窓口整理要員の臨時職員をふやすとか、そのほか施設の関

係をよくしていくとかいうふうな総合的な施策をこれからも強力に進めていかなければならないであらうと思います。

したがって、先ほど申し上げましたように特別会計の面におきましては、コンピュータだけの経費を据えているわけではございませんで、ただいま申し上げましたようなその他の面についての経費の充実も六十年度においても計上されているところがございますが、その面におきましては六十一年度以降もさらに力を入れていかなければいけないだろうというふうに考えております。

○天野(等)委員 人員の点についてはふえないというのがあるわけですが、もう一方で、今特別会計の話がございましたが、この間における手数料収入の伸びあるいは登録免許税の伸びというのは確かに驚異的なものでございます。昭和四十年に約二十億の手数料が昭和五十五年度には二百二十億、昭和五十八年度で二百四十億の手数料収入、四十年から五十八年まで、この表でいきますと、指数でいけば大ざっぱに言って一二〇〇でございますが、騰抄本交付の事件が四六六という指数ですけれども、手数料収入の方は一二〇〇まで上がっているわけです。これだけの登記手数料を国はいただいているわけですから、これはまさに受益者からいただいているわけですから、それに見合った返し方をしているかなければいけないだろう、これをしてこなかったところに、これは大臣を前にしてあれかもしれません、法務省の怠慢があったと言っても言い過ぎではないのではないかと。

登録免許税でも状況は同じでございます、昭和四十五年度には四百五十億、これが昭和五十五年度では四百四十億、昭和五十八年度では四百七十五億です。これもやはり十倍の伸びを示しているのです。登録免許税は甲号の關係のことであり、また甲号は登記申請というだけではなくて、国全体のいわば権利の安定、国民の財産の安定というふうなことからくる重要な施策ですから、もちろんこれを全部登記のものに使えない

ことではありません。しかし、そういう形で登録免許税は国民からいただき、登記の手数料もいただいている。この間に十倍以上にもなる。それでいながら、実際に受けるサービスは年々ますます悪くなってきたというのが現状だと思うのです。どう悪くなってきたかといえば、この推移、事件数と人員の伸び率、この差を見れば、ここにこれを書き込んでいただければ、それだけでも一つ目瞭然サービス低下があったということが言えるという点については法務省においても責任は免れないのじゃないか、我々政治に携わる者としてもやはりその点については責任を感じなければいけないのじゃないかというふうに私は考えますけれども、先ほどもちよと受益者負担という問題がございました。

実は受益者負担という点では、受益者は十分に出すべきものは出している、むしろ受益者が出しているものに政府の方がこたえてこなかったのじゃないかというふうに考えるのです。大臣、いかがでございますか。

○嶋崎国務大臣 ただいまのお話でございますが、御承知のように世の中も随分変わりました、社会的な事情の面からも住宅その他の充実が相当進んできておるといふような現実もあるわけでございます。その間、過去においても努力をしてまいりましたけれども、人員の増加というものはある程度の限界をこむらざるを得なかったという実情もあるわけでございます。それに対応して、いろいろな意味で高速のいろいろな機械を導入するとかあるいは設備その他の点についても努力をして今日までまいっておるわけでございます。もちろん、我々が予想した以上に事件数の伸びが大幅であったというこの関連の中で十二分であったというふうには決して思っておらぬわけでございます。

そういうことに対応しまして、実は何とかそういう工夫がないだろうか。今のブックシステムで事柄を処理をしている、しかも先ほど話がありま

したように、日本語で書かれているこういうものをどうしてうまく消化をしていくのだろうか、実は非常な苦心を積み重ねてまいりまして、ようやくその結論が最近出て、今度お願いをするような特別会計を設けるといふような段取りまで進んできたわけでございます。しかし、御承知のように、一挙にそういう状態にいくわけにはいきませんので、過去の事跡も十分踏まえながらもできるだけ努力をいたしまして、当面のいろいろな問題についても何とかこれをしのぐための努力を積み重ねていきますとともに、やはり早急にこのシステムを動かすような努力をしていなければいかぬと思っております。もちろん、過去の高度成長時代におきましては、手数料その他の問題を考へてみましたが、実際はサービスのために使っておる費用、それを手数料その他のことではね返りをいただくというふうな考え方が乏しかった時代が実はあるわけでございます。ベース自体にも相当の問題点があったのだらうと思うのでございます。

そういうことでございますので、私は現状から考えまして、待ち時間とサービスというふうなことも考えれば、やはり今後ともより工夫、努力をしてやらなければいけないという切実感を深くしている人間の一人でございます。過去の経緯はともかくとしまして、今後、やはり現状の把握とそれの改善、さらにこういうコンピュータシステムによる能率化、合理化を真剣にやっていないかなければならぬというふうに思っているのが現在の心境でございます。

○天野(等)委員 私は、こういう登記事件数の非常な増大あるいは関係する登録免許税や登記手数料の圧倒的な増大というふうなことの裏に、法務省の仕事の全体の中でこういう法務局關係の仕事の量が大きくなってきている、あるいはまたそれに対する国民の要求が大きくなってきているということがあるのじゃないか。従来、法務省というところ、とかく検察行政、国内治安というふうな形の行政官庁、いわば権力行政的な感じを持つておったのでありますが、しかし、国民の要求という

点ではむしろサービス行政として非常にその要求が強くなってきている。そういう面があり、それに対する法務省としての対応ができてきたのじゃないか。事件数の増大の推移にしても、恐らく区分所有法というふうなもの、の成立の時点から考へて当然予想される事柄であつたと私は思ふわけです。それに対する対処をしてこなかったというところに急角の事件数の増大の原因があるのじゃないかというふうにも私は思ふわけです。これももし法務省が国民のサービス行政という点にもつと重点を置いていたならば、この点での対処の仕方ともまた違ふものが出てきたのではなからうかというふうな気がするわけです。今後こういうサービス業務に対する国民の要求というものはふえこそすれ減ることはないわけでございますから、それに応じた法務省内の行政組織といえますか、そういうものについても考え直してみようというふうなところまでのお考えはございませんでしょうか。

〔委員長退席、太田委員長代理着席〕

例えば法務局關係の仕事について独立した法務庁をつくってみるとか、そういう形でサービス行政について、これは登記所だけじゃありません、人権擁護というふうな面も含めてそういう組織がえまでも考えた法務省の仕事について抜本的に見直してみようというふうなお考えはございませんでしょうか、大臣。

○嶋崎国務大臣 確かに法務省というのはいまだ司法關係の役所であるというふうな一般的な認識があるのですから、とかく敬して遠ざけられるというふうな感じのところがあるような気持ちがあるわけでございます。そういう意味で、これは少し脱線ぎみな話になるかもしれませんが、今度の登記の特別会計ができた、これが本当に円滑に動くようになるならば、一般の人、民間に対するサービスの相当向上になることは事実であると思ひます。しかし、これができたから、大変おめでとうございまして、大変努力をしていただきましたというあい

さつを外部から受けたことは一件もないというの
がさつくらんに言つて実情でございます。こう
いう状態というのは余り適當ではないのじやない
か。やはり気持ちにはみんな持つておられて、実は
私、個人的に会う人でも、あれはいことができ
た、ぜひ早くやれるように、少々の手数料なん
というの、君、問題じゃないよ、待ち時間考え
たら、早く抜本的に進めるような方法を考へて
もらいたいというようなことをほとんど個人的には
言つていただける人が何人かありましたけれど
も、しかし先ほど申しましたような実情にあるわ
けですね。そういうことというのはなかなか一挙
に改まるわけではないと思うのです。しかし、少
なくとも登記のような仕事あるいはそのほかのい
ろいろな仕事でももう少しPRに努めまして一般
的な認識を高めるような努力をしなければならぬ
と思うのでございます。

保護その他、人権等の問題につきましては、広
報週間をつくつたりなんかして相当の宣伝をする
工夫をしてやるわけでございますが、この問題に
ついてもある程度の負担増をお願いしなければなら
ぬという時期も迎えておるわけでございますから、
本当に積極的にこの問題についての御理解を
一般に求めていき、またそういうことの中から御
意見をくみ上げて、それを施策の中に反映してい
くという苦勞もしていかなければならない
のじやないかと思つておるわけでございます。い
ずれにいたしましても、この法案につきましては
ひとつぜひとも御協力いただきまして、また今後
の推進方について応援をしていただくことをお願い
申し上げます。

○天野(等)委員 私、これは法務省のある点で
は範圍外のことかもしれませんが、現在の
不動産登記法に基づく登記事項をコンピュータ
化するというだけでは正直もつたないのじやない
かという気がするわけです。土地に関する、あ
るいは建物に関する不動産登記ということを考え
ますと、不動産に関する情報というのは必ずしも

不動産登記法に基づく情報だけではなくて、例え
ば都市計画法に基づく情報がどういう地域に指定
されているのかとか、その他消防法の関係とか
さまざま不動産情報というものがあつてす
ね。それで、これは現実にはそれぞれの所轄の役
所に行かなければわからないという形ではばら
ばらに管理されておるという状況だと思つて
が、その中心になる不動産登記がコンピュータ
化されたことによつてそういう行政情報というよ
うなものも思い切つてこの中に含み込んでいくよ
うな構想、これは今の法務省という枠の中だけで
はなかなか難しいことかもしれないが、他の行
政官庁との連絡をとりながら、そういう形で不動
産情報というようなものをファイルできるよ
うな、二十一世紀というならそのぐらい思い切つた
構想というようなものも考えられないものでござ
いましょうか。この点は民事局長、いかがでござ
いますか。

○枇杷田政府委員 今御指摘になりました点は、
そのような意見もかねがね私も聞いておりま
す。なるほどそうだとおもう面もあるわ
けでございますけれども、現在のところ先ほど
お話ございましたように法務省だけの問題でな
いという点もございまして、現在の計画という
しますと登記法備有の情報だけを入れるという
ことで考えておりますけれども、一たんコンピ
ューター化できると、物によつては、必ずとい
うわけにはまいらないかもしれませんが、ただいま
御指摘になった点についてはそれにプラスして入
れるということも可能になつてこようかと思いま
す。

ちよつと話はずれますけれども、現在の登記の
関係だけで申しますと、住居表示というものは登
記法と関係ないわけでございます。しかしながら
一般の国民の方は住居表示によつて不動産を認識
するというのが一般になつております。そのつ
なかりをつけないといけないという意味では、
住居表示に関する情報も入れるということは踏み
切つておる。これはいわば不動産を引き出すため

の一つのものといたつてございしますので、先
ほどの都市計画その他のものとちよつと性質が
違ひますけれども、単に不動産の不動産登記法あ
るいは商業登記法備有の情報だけでないものも取
り入れるという用意は全くないわけでないわけで
ございまして、ただいま御指摘になつたような点
は、今後の研究課題にしたいと思ひますし、また
コンピュータを導入する際に必ずしも決定しな
ければいけない問題でもないだろうというふう
に考えております。

○天野(等)委員 私も、いわゆる行政地番です
か、それが今度不動産の地番との関連を持つよう
になつてきたという点では大変な進歩だと思つて
います。窓口でもつて、しよつちゅうその問題で
窓口の人と謄抄本をとりに来た人とかやりとりを
しているところから私自身もぶつかつており
ますし、なぜこれがばらばらになつてゐるんだろ
うかというのは、行政内部ではなるほどそうかも
しれないけれども一般国民には非常にわかりにく
いことなんですね。何でそんなのがばらばらにな
つてゐるのか、登記所でもなぜそれがわからないの
か、この点についてもコンピュータ化される以
前に各登記所での点についての配慮をしておい
ていただきたい、これは切なる希望でございま
す。各登記所によつてはその点の配慮をしてい
るところもあるようございしますが、まだ全体とし
てそうなつてゐるというふうにはいかないように
思つておるわけ、この点についても私、いわゆる行政
地番というのですか、それを登記所でもわかるよ
うに、何丁目何番何号から地番がわかるような、
そういうシステムを早急にしていただきたいと思
つておるわけ。

それから、コンピュータ化ということに関連
してですけれども、さしあたり法務省としてはこ
の不動産登記あるいは商業登記だけを考へていら
つしやるのでしょうか。それとも、登記所に登記
されてゐるもの、あれだけを考へていらつしやる
のか。もつと広く法務省としてコンピュータ化
できる分野があるんじゃないか。例えば供託とい

うような問題、こういう点についてはいかがな
ものでしょうか。

○枇杷田政府委員 法務局の關係の事務につきま
してもコンピュータ化していく余地のあるもの
はかなりあると思ひますが、ただいま御指摘の供
託關係につきましては、現に全部の事務でござ
いませぬけれどもある一部につきましてコンピ
ューター化を始めております。現に二十数庁にお
いてはコンピュータを据えつけて、そこで供託金
の管理並びに利息の計算、そういうようなものを
コンピュータで処理をするということを実に実
行を始めておるところでございます。

○天野(等)委員 先ほど申しましたように、供
託事務というようなものも国民に対するサービ
ス業務の大きな分野だと思つてゐます。恐らく紛争に
ついての弁済供託というようなものもかなりふえて
きてゐるんじゃないかと思つてゐますが、この辺の
資料はございましてしょうか。ちよつと關係がな
いのであれですけれども……。

○枇杷田政府委員 ただいま資料の手持ちがござ
いませぬけれども、供託關係につきましては、大
体横ばいでございまして若くは若干微増と申しま
しょうか、ごく最近では払い渡し事件数が少し伸
びておる、受け入れよりは少し伸びておるとい
ふような感觸でございまして、ともかく全体として
かなりの事件数になつておるわけでございます。
て、事務量は相当膨大でございまして。

○天野(等)委員 法務省のそういうサービ
スの業務の量が非常に大きくなつてきてゐるとい
う中で、やはり問題になつてゐるのは法務省の職員
の方の労働条件とかあるいは雇用關係とかい
うようなものだと思うわけ。その点で少しお尋ね
をしておきたいと思ひます。

まず第一に、このコンピュータ化というのが
人減らしのためのものではないか、そういう
おそれを法務局に動いていらつしやる職員の皆
さんが不安として感じてゐるのではないかと思
つてゐます。そこで、前々実は民事局長からはそ
ういふことではないんだという御答弁はいただいてお

るわけですが、今回この法案が正式に審議されているという中で、このコンピュータ化によつて法務省の人員を削減することはないんだというのをひとつ御明言いただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○枇杷田政府委員 このコンピュータ導入は、人減らしのために申しますか人減らしを目的としてするものではございません。あくまでも登記制度全体を合理化をして、そして利用される方々に御不便をかけない、御満足のいくようなサービスを提供することを第一義的にねらつておるわけでございます。

ただ、コンピュータを導入いたしますとかなり省力化という結果が出てくることは否定できないと思ひます。しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、法務局の現状は非常な事件数の増加にむしるあえいでおる状況でございますので、その省力化によつて職員現在の労働条件が緩和をされて負担過重が緩和をされるという効果にはなると思ひますけれども、直ちに削減ということになるわけのものではないと思ひます。これは将来の事件数がどうなるか、あるいはコンピュータの導入によつてどれほどの省力化が図られるか。そして本場に適正な労働条件のもとで職員が働くということと総合して、もしそれでも過剰な人員になるという状況になればこれまでの話は別だろつと思ひますけれども、現在ではそのような見通しが立つておるわけでもありません。先ほど申し上げましたように、私も人員削減のためにコンピュータを導入するものではないわけでございますので、何と申しましようか、現在の状況の中で削減が行われていくのではないかとおもうことは、これはあり得ないことだと思つております。

○天野(等)委員 この場合、登記事務だけで人員の過剰あるいは寡少といふまいしうかといふような問題を考へていくのか、あるいは法務省、法務局全体の仕事の中でこの辺を考へていかれるのか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○嶋崎國務大臣 ただいまのコンピュータ導入によつて、これから相当長期にかつての努力でございませうけれども、能率化し合理化してやつていくということ、私はそのこと自体がある意味でサービスの向上にもつながるわけでございますし、またそこで余裕ができるほどの奉仕ができれば非常に結構だと思つております。

今御指摘のように法務省の仕事をやつておる場合に、例えば刑事関係だけとつてみましても、検事さんの数あるいは副検事さんの数あるいはそれに関連の人を入れても一万人をちよつと超えたぐらゐの人で処理をしておる。あるいは保護関係の仕事をやつてみましても、本場に職員は二百二十名ぐらゐでございまして、御承知のように保護司その他の人のボランティア活動によつて相当支えられておる面があるわけでございます。同じことは人権擁護関係のところを考へてみましても、職員の数はぐくわずでございまして、人権擁護委員の皆さん方に大変応援をいただくとおもうような、そういう形で運用されている面も非常に多いわけでございます。

事務を考へます場合に、どうしても役所と役所との間のバランスという問題もありましようけれども、まず第一的に、法務省の中で、いろいろな苦心惨たんの中で整理をしていかなければならぬというような面も多いように私は思つてございします。今後どれくらい能力が上がるか、またどういふ結果が具体的に現れていくかということ、これはよくわかりませんけれども、十二分にそういう点については配慮して運営する余地があるのではないかとおもうような感じを持つておるわけでございます。もちろん、そうはいつても、行政全般を考へる場合にいろいろな評価、考へ方といふものはあると思ひますけれども、我々はやはり法務省の仕事の重要性というものを考へ、そのことが本場に国民の生活の安定、繁栄のために非常に大事な基礎的な要件を提供する仕事であるという気持ちでもつて対処をしてまいりたいと思ひます。

に思つておる次第でございます。

○天野(等)委員 このコンピュータ化というのは順次行われていくわけだと思つてのだけれども、先ほど、繁忙庁の方から優先してということですが、法案が通つた場合に、どういふところからコンピュータ化に手がけていくのか、あるいはいつごろから具体的にこれを始めていくのかという見通しをちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○枇杷田政府委員 これは先ほどちよつと申し上げましたけれども、審議会の御意見も伺いながら決めていきたいと思ひますけれども、まず、現在板橋の出張所がパイロットシステムで一部やつておりますので、これをできるだけ早く全庁にやります。そしてそこをいろいろ改善点なども見つけていくようにしたいと思います。

それと同時に、これから新しくやつていく登記所を逐次拡大をしていくことになるわけでございます。その間に実は、全国的な規模でやるシステム開発あるいはプログラミングの作成といふものを必要といたしますので、今の段階からすぐいろいろな登記所に移行作業を進めていくということではできないだろつと思ひます。したがつて、ある程度の基本設計その他ができた後の二年後くらいから移行行を指定をしていくということにできればいいなという考へ方でございます。

○天野(等)委員 年間幾つぐらゐの移行行をつくつていくかというふうな写真はあるのでございしますか。

○枇杷田政府委員 現在全国の登記所が千二百カ所ございします。それを、先ほど十五年と申しましたけれども、二年間はそういうシステム開発の方にとられますので、十三年ぐらゐでやるということになります。単純に平均いたしますと百行足らずということになるわけでございます。大体それが一応のめどにはなるかと思ひます。そのときの特別会計での予算規模の問題などもありまうので、はつきりしたことは申し上げられませんが、

けれども、大体単純に申しますと七十行ないし百行の間で、行數と申しますよりも筆數、そういうものを中心に考へながら計画を遂行していくということにならうと思ひます。現在のところでは、大体、大ざつぱでございませうけれども、七、八十から百ぐらゐのところは単年度に行われるということになるのではないかと考へております。

○天野(等)委員 繁忙庁としてどこを抽出してというふうなところまでは、まだやつておられないのでございませうか。

○枇杷田政府委員 そのような具体的な構想はまだ持つておりません。

○天野(等)委員 順次の移行によつてコンピュータ化された登記所については、比較的、特に乙号関係の人員といふものが少なく済むということとはできてると思つておるわけですが、そういう場合に、やはり職員の異動といふようなことも考へられるかと思つておるのですが、年々移行が進むことによつてどういふふうな職員を配置していくかというふうなことに對して、現在はお考へになつておられませんか。また、それについては、もし今お考へになつておられなければ、いつごろにどういふ形でおつくりになられるか。

○枇杷田政府委員 現在、そのような職員の配置をどうするかという問題については考へておりませんが、先ほど話に出ましたけれども、繁忙庁におきましては民事法務協会の派遣職員が臈本作成業務に当たつておるわけでございます。したがつて、省力化が進みましても、主に人が要らなくなるというのとは臈本焼きの関係でございします。したがつて、そういう庁におきましては派遣職員が要らなくなるというところで顯著にあらわれてくるわけでありませう。

もちろん、派遣職員だけで乙号事件を処理しているわけではございませうが、それらの職員は、甲号事件の方でもかなり負担過重になつておる庁でございします。そのうちの方に吸収するということとが主たることになるだろつと思つて、各登記所ごとに申しまして、殊に繁忙庁につきまして

は、そこから他の庁の方に配置がえをするような余裕がそれほど多くは出てこない。何がしかのものは出てくるかもしれないけれども。そういうことでございまして、今のところ、そういう構想は持っておりませんし、実際にやってみてどの程度登記所の負担が変わっていくかということを見定めませんと、現在のところは、机上での計算でやるということには適しない問題だというふうに思っております。

○天野(等)委員 配置がえという点もあつたのじゃないかということでは不安を持っています。職員の方もいろいろやるわけで、その点では、職員団体ともひとつ十分協議をしていただきながら、この問題をスムーズに移行を進めていっていただきたいと思うわけですが、この点、そういう人員の配置等も含めて、今後とも職員団体との話し合いを進めていかれるというふうなおつもりがあるかどうか。

○枇杷田政府委員 このコンピュータ導入の問題は、職場にかなりの影響がある。職場生活に改革をもたらすものでございまして。したがって、職員の理解をしていただくかなければならぬ。職員にもよく理解をしていただくかなければならぬ。そういう意味で、労働組合の方とも十分に協議をし、その意見、問題点の指摘を受けながら、そこで円滑に処理をしていきたい。このコンピュータ化の仕事は、組合と当局とかというのを除きまして、法務局職員全員がまさに納得をして、そしていけば登記制度を改善していくという熱意に燃えてやらなければならぬ仕事でございまして、そういう面からも、労働組合との協議は十分にしたいと思っております。

○天野(等)委員 その点にも関係をしてくるのですが、従来、コンピュータを扱っている職場での職業病といえますか、そういう問題が少いという問題にされつつあるというところだと思います。先日、板橋の登記所を見させていただいたときに、やはり、長時間続けての作業というのは非常に疲れるのだ、目が疲れるというふうなお話、作業をしていらっしゃる方からございまして、

た。そういう点で、そういう一種労働災害といえますか、そういう点についての事前の調査、そういうものをなさっておられますでしょうか。

○枇杷田政府委員 コンピューターの操作により職業病的な問題につきましては、私も深い関心を持っております。パイロットシステムの評価委員会の中にもそういう面での専門家にも加わっていただきまして、そして板橋での現状などもよく見ていただいて評価をしていただいているところでございます。ただ、現在の板橋の出張所では、全登記所がコンピュータ化されているわけではございませんので、ちよつと登記事務における職業病的なものをつかまえるというデータとしては不足しておりますので、そういう面から早く全庁をやってみる必要があるのではないかと、思っております。

○天野(等)委員 現在までのところ、担当職員も目の関係とかあるいは機械の音とかそういうものについてそう問題にするというふうな声は聞いておりません。なお、これはちよつとこれから続けてまいりたいと思つて、なお、板橋では機械に当たっている職員については、三ヶ月に一度でしたか、検査をするというふうなこともしております。異常がないかどうかは見えておるわけでございまして、現在のところ何もございせん。

先ほどちよつと申し上げました評価委員会における専門家の御意見では、普通職業病的なものが起るのには朝から晩までコンピュータに向かい合つてディスプレイするのを見た方がいいは、キーをたたいたりするという場合に起りやすいのだけれども、登記所の場合には仕事の一部分としてコンピュータに接触するけれども、あとは書類を見たりいろいろなことをする、あるいは六法全書を見たりというふうなことで、あるいは外來者と応接をするとかいうふうなことで、全事務量の中でコンピュータと接触するというのが、連続的に長時間ということではない、そういう面では比較的良好な条件にあるのではないかと、いうふうなお話も聞いております。

何にいたしましても、コンピュータ導入によつて職員の健康に悪い影響を及ぼすようなことがあつてはなりませんので、そういう面についてはこれから十分気をつけてまいりたいと思つております。

○天野(等)委員 今のお話にもありましたように、一日の中でコンピュータに接している時間をどのくらいとるか、また、ほかの全体の事務量の中の一部分にいかないかという影響が大きいというふうないろいろなことが今までも言われておりますし、既にコンピュータを導入している職場等ではそういう問題についての調査がかなり行われていると思つたのです。まあ電機労連の組合なんかでもかなり細かなそういう点についての調査結果の報告を出しておりますが、ひとつそういう点も参考にしたいと思いますが、やつてみなければわからないということではなく、やつてみなければわからないというのではやはりやられた職員は一種生体実験になつてしまふから、そういうことではなく、もう既にコンピュータ化されている職場、そこでの人体への影響というふうなものについてはかなり調査研究もされているわけですから、その辺についてやはり慎重に検討していただいて、特にコンピュータに触れている時間について厳重な管理をひとつお願いしたいというふうに考えるわけですが、とかく今度はコンピュータを扱うことが忙しくなるといふことで、限度時間を超過してしまうということもあり得るわけですが、これはまた取り返しのつかない身体的な影響になつてしまふということがあるかと思つたので、私は、そういう点でも今まではまた違つた職場の管理体制といふことが、そういうものが必ず必要じゃないかと思つたわけで、その点での御配慮をぜひともお願いしておきたいと思つたのです。

それからもう一つ、これはコンピュータ化する前の、現在の謄抄本業務の中でもアンモニオ系の全自動謄抄本作成機ですか、それについての現場からの意見、特にあれから来る騒音と、悪臭と言ふものでしょうか、そういうものについての現場の意見というものについて聞いておられますか。

○枇杷田政府委員 謄抄本の作成につきまして複写機を利用するわけでありまして、湿式の複写機によりましてアンモニオ系が出てまいります。その関係で職員から苦痛を訴えるというふうなことが過去かなりありました。それにつきまして、そういうアンモニオ系が出てこないようにということで機械の改良をしたりあるいは空気抜き装置をつくるとかいうふうなことをやつてまいりまして、湿式の複写機それ自体についても最近ではアンモニオ臭の苦痛を訴えるというケースは余り聞かなくなりましたけれども、一方、湿式のものに乾式のものにかえていくということも基本的には考えなければいけないということ、目下それを切りかえ中ではございます。昭和六十年におきまして特別会計が実現いたしますと、そういう面での切りかえもかなり大幅にスピードアップできるのじゃないかというふうに考えておりますので、従来の職場でのそういう問題点というものは間もなく解消するといふふうに考えております。

○天野(等)委員 大体いつごろまでに乾式のものにかえられるのでしょうか。

○枇杷田政府委員 ちよつと今手元に資料がございませんけれども、謄抄本の発行の件数の多いところは少なくとも五年以内ぐらいには解決する、そういう計画だったというふうに記憶しております。

○天野(等)委員 それから、冒頭にも申し上げたのですけれども、現在謄抄本の作成事務というところで民事法務協会の派遣職員の方がやつておられる。これについてはさしあたりそういう方式はそのまま続けていかれるおつもりなのか、また、それをふやしたり減らしたりという全体の見通しです、そういうものについてちよつとお聞きをしたいと思つたのです。

○枇杷田政府委員 コンピューターが導入されますと派遣職員は要らなくなるわけでございますが、その時期はかなり先のこととなります。その

間毎日謄抄本の交付請求のお客さんがおいでになるわけでございますので、派遣職員をやめるということではできないわけで、むしろ拡大をしていかなければいけないだろう、そしてコンピュータの導入によって派遣職員の不要となる片がふえるに従ってその他の庁の方に回していかなければならぬというふうなことだろうと思います。また、全体計画としてどういうふうにするかというのは、先ほど申し上げましたように、コンピュータ導入の大きな計画というものがまだできておりませんので何とも申し上げられませんが、そういう形でございまして、当面部外委託を減らすということではできないし、むしろ拡大をしていきたいということで、昭和六十年度におきましてさらに拡大をするという予算を計上しているわけでございます。

○天野(等)委員 この関係はどういう関係になっているのですか。法務省の方が民事法務協会の方と一人幾らというところの契約でやっておられるのか。どんなふうな契約関係で法務省と民事法務協会の間はできておられるわけですか。

○枇杷田政府委員 これは一人幾らということではございませんで、いわば出来高払いでございます。したがって、謄本を枚数で約何枚処理したかということでも月々締めまして、そしてあらかじめ決めました一枚当たりの単価に従って払っていくという形でございます。

○天野(等)委員 そうすると、一人一人の派遣職員の労働条件というふうなものについては、法務省は全く関係をしておられないのか、あるいはそれについてもそれなりの配慮をされておられるのか、この点はいかがでございますか。

○枇杷田政府委員 派遣職員と協会との関係はまさに雇用関係にあるわけでございます。それにつきましては法務省は関与しないということでございます。ただ、実際問題といたしますと、余り雇用条件が悪いということになりますと法務局での事務にも影響してまいりますとございまして、一般的な意味では私も関心は持っております。

ます。しかし、ベスアップを幾らするとか基本給を幾らするとかというふうな面については私どもの方は関与はいたしておりません。

○天野(等)委員 といいますのは、結局は一枚幾らという単価になるわけですから、それが働いている人の雇用条件を決定してくるわけでしょう。その点で、一枚幾らの単価というのを決める際に、単位当たりでどのくらいの労働時間でそれがやれるのかということを考えて、それで一枚幾らの単価決定をなさるのか、それとも、単なる需要供給の関係、といひましても相手方が複数あるわけではないと思ひますから、どういうふうな基準でこういう契約をなさっておられるのかということなんです。それによつて結局は派遣職員の労働条件というのが決まってくるのじゃないかと思うのですが、その点で考慮をされておられるかどうかということなんです。

○枇杷田政府委員 結論的に申しますと、そのような面では考慮をいたしております。単価を決める際にはその単価の内容になるコストの中心になるものは派遣職員の人件費でございますので、したがって、協会における人件費がどうなつておられるのかというふうなことが単価を決める際の基礎データになるわけでございます。その人件費の単価を決める、決めると申しますか単価を考へる際に、こちらがいわば値下げといひますか値段をたたきましますと、それが派遣職員の人件費に影響してくることは当然でございます。したがって、どういふような給与体系でやっておるかというふうなことは、基礎的なデータとしては私どもの方も見せていただきまして、そして大体公務員に準ずるような形での給与、公務員と全く同じではないと思ひますけれども、その程度の給与水準は維持できている、また、それは維持するという前提で単価決定をいたしております。

○天野(等)委員 その点でもう一つ。これは労働基準法の関係では問題になりませんかというか。

○枇杷田政府委員 かつてそのことが問題になったことはございません。今でもその問題が完全に解決したかどうか、私どもとすれば、まあまあその問題は解消しているのではないかとこのように思っております。一つの仕事の請負をやつてもらつておるといふことでございまして、その派遣職員を別に登記所側の方で事実上使つてどうこうするといふ関係はございませんし、そういう面から問題はないといふふうに私も考へております。

○天野(等)委員 私は、この問題は実はかなり問題があるのではないかとこのように考へます。ただ、きょうこの場でどうかといふことで詰めるのが適當でもないと思ひますが、私は、やむを得ないといひながら、やはり各登記所で一応派遣職員に対する監督権といふものは持つておられるのじゃないかといふふうに考へるわけです。そうなつてきましますと基準法上の関係で単に請負と言へるのかどうかといふ問題も生じてきやしないか。これはさらに、移行期のコンピュータの入力の場合の人員の問題、委託の問題といふようなときに、また問題が生じてきやしないかといふふうに考へるのですが、いかがですか。

○枇杷田政府委員 まあ移行時の場合にどういふふうな形で登記簿からコンピュータの方に記録がえしていくか、その作業についてのお尋ねかと思ひますが、それはどういふふうな形でやるかといふのは実はまだ決定をいたしておりません。現在の板橋では、法務局の方で直接の職員として採用した者に移行作業をやらしているわけですが、しかしながらこれから大量のものをやっていくといふことになりましますと、そういう臨時職員を法務局で雇用してやるというところでうまくいかどうかという問題もありまします。それはどこかへ委託するというところも考へなければならぬかもしれません。現在のところ別にその方向を決めて、いづれにいたしましては単なる人を派遣するといふだけの形のものにはならないのではないかと考へます。

〔太田委員長代理退席、委員長着席〕
恐らく外部の人にやってもらうという場合には、そつくりその仕事を請け負つてやってもらうという形です。作業する場所も法務局の場所でないところであるといふことも多分にあるだろうと思ひますし、全く監督とかそういうようなことがないわけではなく、仕事の身について指示とか注文とかいふ面ではあると思ひますけれども、雇用関係の意味での監督といふようなことはないのである、そういう形ではできないのじゃないかといふふうに思つております。

○天野(等)委員 外部委託の問題について、やはり基準法との関係の問題がありますので、また具体的な施策がなされるという段階ではひとつ十分御検討をいただきたいと思ひます。

先ほど登記特別会計で、現状についても派遣職員を増員しようといふ方向で何とか解決していきたいのだといふお話でございましたけれども、職員を増員ということも今後期待できるといふふうに考へてよろしうございませうか。

○枇杷田政府委員 法務局の職員の増員につきましては、六十一年度以降も私どもの重点事項として要求は続けてまいりたいと思ひます。

○天野(等)委員 少し時間が余りましたけれども、私の方でお尋ねしたい基本的な点については大体お尋ねいたしましたので、また同僚の議員に質問を譲りまして、私の方はこれで終わらせていただきます。

○片岡委員長 午後一時三十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時三十一分休憩

午後一時三十分再開
○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。横山利秋君。
○横山委員 先般、同僚諸君と一緒に渋谷と板橋の登記所に行きましたが、大臣は両方ともごらんになったのですか。
○嶋崎国務大臣 二つとも見せてもらつております。

○横山委員 板橋は新進気鋭でございまして、ほうほうと言つて説明を受けたのですが、渋谷へ行きまして、登記所のサービスが一番悪いという毎年の世論調査は決まっています。かような世論調査ではないということが私もよくわかりました。待つている人が五十人ぐらいいつたでしょうか。腰かけがないので立っている。一番隅っこに立っている人に、あなたはどのくらい待つていますかと言つたら、あきらめ切つて吐き出すように、一時間半待つておりますわ、こう言うわけです。呼び出しも一生懸命職員がやつておるのですけれども、呼び出しが本場にうまく通るのだから。こちらから見ますと書類をうずたかく積んであるわけですね。あれでは本場に怒るのも無理はない。登記所は何やつておるんだと怒るのも無理はないと思うのです。あれは全国一でしょうか。ほかにもああいうところはたくさんあるのでしょうか。

○横山委員 私は地元の名古屋の登記所によく行くのですが、渋谷ほどではないにしても、しかし行つてみまして思うことには、税務署だつて植木があつたり自分でお茶が飲めるところがありますよ。戦後、税務署の評判が非常に悪かつたが、居は気を移すといひますか、税務署の建物が全部近代化されて、応接もいんぎんになり、もちろん服装もよくなつた。ある意味ではいんぎん無礼なところはあつたけれども、人権をじゅうりんするような発言はほとんど影を潜めてきて、コンピュータによる反面調査資料せん、そういうものが驚くべき発達をして、北海道で何かごまかしがあつてもすぐに資料せんが名古屋に回つてきて担当の課がそれを案分して処理をする。税務署はなかなか近代化された。それにもかかわらず登記所は一体どうしてこんな日本一サービスが悪いと言われなければならぬのでしょうか。今ここにコンピュータ

ターの導入による出発点に立つて、登記所の改善、近代化がおくれた理由は何ですか。

○横山委員 私どもも登記所側の整備には十分努力してきたつもりでございすけれども、その努力をするよりも先に受件数が爆発的に伸びておつたということが主な理由であらうと思ひます。

現在、不動産の所有形態が大部分変わつてまいりまして、大げさに言えば国民が全部所有者だといふような状況になつてまいりまして、それからまた情報化社会といひましようか、いろいろな行政の關係につきましても登記簿謄本などが一般に使われるといふふうなことから、私もが予想しなかつた受件の伸びがあつたといふことでございす。それに對しまして、私も十分な対応策に努力してきたつもりでございすけれども、なお十分でなかつた点もあるかと思ひます。そういうようなことで、残念ながら現在のようないふ状況が現出してしまつたといふふうに考へております。

○横山委員 要するに予測がでなかつた、洞察力がなかつた。洞察力のないところには準備がなかつたといふこともあるでしょうけれども、それが本場に洞察できないことであつたのか。洞察しても大蔵省、国家財政、どうしてもそこへ行くのですけれども、そういう点について歴代の法務大臣、民事局長は、努力はしながらも十二分に大蔵省なり閣議に對して説得がでなかつたといふ責任を免れるわけにはいかぬと思ひます。

今度鳴崎法務大臣が、最初の仕事としてこの特別会計の設置並びに法務局へのコンピュータの導入といふことをなさつたのは法務行政の中で特筆すべき、歴史に残るあなたの功績だと私は思ひますよ。民事局も努力をしたかもしれぬけれども、本場に功績だと思ひます。しかし、この出発点に當つて一体何を考へるべきであらうか。板橋だけやつてみて、それに伴う法律をちよつと手直しするといふことだけで、あとはちよつと手算の許す範囲でやるだけやつていけばそのうちにはいつか——さつきの話ではないけれども、

二十一世紀になつたら何とかなるだらうといふようなことを考へたとしたら、せつかく峠に立つたことが余り意味がなくなつて思ふのですよ。私は、せつかく峠に立つたものであるから、これから完成までの展望とか、それに至る道筋、それに必要な予算、人員、そういうものの長期計画を立てて、その長期計画を閣議で確認してもらつたといふ必要があると思ふのです。それは単に登記所ばかりでなくて、後から申し上げようと思ふのですけれども、政府部内におけるコンピュータの導入の状況など、ちよつと古い資料ですが、私もいろいろ見てみました。コンピュータの導入による行政機能の変化、法律的な地位といふものについては法律改正によつて政府の基本的な対処をなさるべきである。その意味ではまさに今度、登記ファイルから出てきたものは謄本及び抄本とみなすといふみなす規定、これは今日まで法律的には余りなかつた言葉でありますけれども、法務省がここで先鞭をつけたとすれば、これはもう各省とも共通する問題であるからお骨折りを願わなければならぬことだと思ひますが、そういうことについて法務大臣はどう考へてでしょうか。

○鳴崎國務大臣 今回のコンピュータの導入の問題につきましては、実は法務局の中でも昭和四十七年あたりから、非常に問題を抱へていて登記事務の現状を踏まえて研究をやつてきたわけでございますが、ようやくその成果を見られるような段階に現在差しつかつておるわけでございす。そういう中でこういう操作といふものは一挙になし遂げられるかといふと、そういう仕事自身も日進月歩で、新しい技術が出てきていていふような段階にもあるわけでございす。そういうことを十分に踏まえて長期の計画を立てていかなければならぬといふふうに思つております。

御承知のように、十五年のうちに必ず実現をしたいといふことでございすが、できるのならそれをもう少し早めるような工夫はないものかといふようなことを私自身が言つておるわけでございすが、全体的な計画といふようなことになり

ますと、そう一挙にもならないといふように思ふのでございす。しかし、大切なことは、今御指摘になりましたように、そういう行く末について十二分の検討を加えて、そしてその実現のために間違ひのない政策を展開していくことが必要であらうといふふうに思つておるわけでございす。

今日までもいろいろ努力をされてきたのだらうと思ふのです。ちよつと今から二十年前に高速道路ができたわけでございすが、あの時分、東京の町並みといふのは本場に二階建てが精いっぱいといふような状況でありましたが、今日のような状況になつてきておるわけです。昔と比べて時代の移り変わりといふのはより一層早くなつていふことを痛切に我々自身も感じておるわけでございまして、そういう意味で、今度のコンピュータシステムの導入につきましてはそういう時代の変化といふものを踏まえた対策を考へていかなければいけないといふふうに思つておるわけでございす。

それから第二点目の問題につきまして、非常にいろいろな施策の中にコンピュータを導入するといふような形において合理化が進んでおるといふ事態を我々自身も承知しておるわけでございす。一般的な官庁事務の処理自体はだんだんそういう形になつておりますけれども、法務省の中でも、例えば出入国の管理あるいは登録等の仕事であるとか、いろいろな犯罪歴の整理であるとか、いろいろな意味での判例の検索、その他の問題、そういうような問題も十分研究しなければならぬ面があるのじゃないかといふふうに私は思つておるわけです。もちろん、今度の組織にフィットするものであるかどうかといふことになりますと相問題はありますけれども、今後そういう面にも十二分に配慮をしながら、やはり時代の要請、あるいは民間の皆さん方の法務省の仕事に対する要望といふものを踏まえて処理することを考へていかなければならぬといふふうに思つておる次第でございす。

○横山委員 ちよつと古い資料ですけども、官公庁におけるコンピュータ利用状況の推移を見ますと、五十四年度を例にとりますと全国で三百七台。これは容量にも機械種別にも随分議論があるとは思いますが、ともかく総数は三百七台。法務省は、五十二年から始まって、わずかに六台です。これに比べると防衛庁四十九台、郵政省は六十三台、運輸省五十一台等で、法務省はいろいろな業務を持ちながらコンピュータの導入は非常におくれておると思います。

今、長期計画の話が出ましたので民事局長にお伺いしますけれども、私どもには、今度は大きなことを言つてもしょうがないから、とにかく不動産登記だけやつて、あとはそれからというように気持ちはほの見えるて仕方がないですが、全国的な登記所のコンピュータ化及びそれに至るべき道筋というものは具体的に討議され、あなたの机の前にちゃんとあるのですか。

○批田政府委員 全体計画につきましては、まだ詳細な確定的な案というものはできておりませんけれども、大ざっぱな見込みといえますか。考え方としては、先ほど来ほかの委員の方からの御質問にお答えしましたとおり、今後十五年のうちに全国の登記所についてコンピュータ化を完了したい。その手順といたしましては、ここ二年の間に全国的な規模でコンピュータを導入するということを前提にしたシステム設計に入る、それからプログラミングに入るといふことをいたしまして、そして二年後には不動産登記法、商業登記法その他の登記法を改正してブックレスの登記制度に切りかえていくということにいたしました。その後七十庁程度のものを毎年指定して移行作業を進めて、そしてコンピュータ化の実現を図っていくというような程度の構想は持つておる次第でございます。

○横山委員 そんな程度では私どもの審議にたえられないんじゃないですか。今板橋だけで審議をしるというふうなことで、一体これからどうなるんだ。今は民事局長の頭にある絵図面だ。し

かしながら十五年というのは長過ぎると私どもは言っているだけけれども、それまでにどういう計画、手順でやつていくのか。それに伴つて養成はどういうふうにしていくんだ、どんな設備が必要になっていくのか、どんな人員が確保されなければならぬのか、建物はどういうふうなことに直していかなければならぬのかというように具体的に私どもに私どもの前に、詳細でなくともいいので、提示をしてもらわねと、板橋だけ一つやりますからよろしくは、国会の審議にたえられないのじゃないですか。今度のこの法案が上がるまでに、大体の要旨をあなたの方で出してください。

○批田政府委員 今御審議いただいております法律にも書いてございますけれども、事柄が重要でございまして、審議会の意見を聞いて具体的な案は固めてまいりたいと思つております。そういう意味で固まつた案というものはまだないわけでございますが、私どもの考え方としては、まず、コンピュータ化されたい登記所においては、その自体で処理ができるコンピュータの本体を置いていく、その後に各局単位でバックアップセンターを設けていく、そして中央に開発センターという中央センターを置いていくという構想で考えております。開発センターにつきましては、先ほどお話ししましたようにシステム設計の基本になるわけでございますので、予算が成立しましたならば直ちにそういうものを前提にしたシステム設計に取りかかるといふことになしたい、そして開発センターの場所とか建物などについても六十年途中で見通しをつけていくという予定にいたしております。

そのような状況のもとでどういう手順でやるか。いわば移行作業をするにつきましても、私どもとしては、繁忙庁から年間七、八十庁ぐらいうを指定して移行作業を進めていくという予定でございまして、そういうふうなやり方についても審議会の御意見も聞きながら進めていきたいというふうに思っています。それからま

た移行のやり方につきましても、どういうものをその記録の方に移していくかというふうな関係につきましても御検討いただいてということ、その腹案みたいなものはないわけではございませんけれども、そういうことも腹の中では考えておる次第でございまして、ただ、委員会の方に正式に、こういうことだというのは、審議会にまだこれからかけていくことでございしますので、御容赦いただきたいと思います。

○横山委員 これは納得できませんね。そうあわてずに、これからゆつくりやりましょう、ひとつ板橋だけ承知をしてくれということは、国会の審議に際して失礼だと私は思うのですよ。

私がこういうことを言いますのは、本当に全国的にコンピュータを導入して、思い切つてこれを出発点にして大々的な改革をしようとするならば、その体制づくり、ムードづくり、政府、大蔵省を説得する十分なものがなくてはならぬ、これはいい機会ではないかと、むしろ応援軍のようなつもりで言つておるわけですよ。来年度予算でまた今度はここどこでやるので頼むとかなんとかならずに、前々々民事局長が、そのころに民事局長の改革、五十年計画だったか十年計画だったか、何か出されたことがありましたね。それがこの問題に対応したかどうか、それはわかりませんよ。わかりませんけれども、少なくともそういう長期計画というものがあつて、大臣がそれをもつて閣議でこうするんだ、日本一評判の悪い登記所が長期にわたつてこういう改革をするんだ、そして大蔵省も予算の裏打ちをしるというふうな落差のある行動でなければ、年々年度のことをやつておつたのではだめではないかという意見ですよ。どうですか、大臣。

○嶋崎國務大臣 ただいま横山委員からのお話、まことにありがたい話だと思つています。皆さん方の応援を得まして、こういう制度というのはやはり一日も早く実を結ぶような努力というものを積み重ねていかなければならぬと思つております。また、それがためのいろいろな準備体制というものを

もつていかなければならぬということは、そのとおりだと思つておるわけでございます。

しかし御承知のように、そういう計画をつくる場合においても、現在五十八年から先行的にやっている実験の中で、いろいろな意味でのノウハウの積み重ねがあり、またいろいろな意味での活用方法というものを工夫し、改良して今日まで至つておるわけで、そういう基礎ができておるといふのが実態だろうというふうに思つておるわけでございまして。そういう先行的なものができると、この種のものというものは横に広げる可能性はうんと広まるわけでございまして。そういうことをよく認識をしまして、そういうことを前提に、どうしたら皆さん方に自信を持つて応援をしていただけるような計画を明らかにできるのだろうというふうに私たちは思つておるわけでございまして、そういう意味で誠実に努力を積み重ねてまいりたいと思つておる次第でございまして。

○横山委員 先ほどの質疑応答を聞いておつたのですが、第五条に「登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならぬ。」これはたまたに見かける作文ですね。これは今のところ何を言おうとしておるのか、修身的教科書に終わるのか、それともあなたの方がこの五条を盾にして今私が言うようなことをやろうとしておるのか、ちよつと意味がわからぬです。こんなもの、なくてもあつても同じようなことなんで、別にこれがないから国が必要な施策を講じないというわけでもない。特に五条を置いて「体制の確立に必要な施策」とうたつたゆえんは、またその中身は何ですか。○批田政府委員 御指摘のように登記の体制の確立に必要な施策がなくてはならないというこは、これは法律がなくとも当然しなればならないことであるわけでありまして、特にここでうたいましたのは、コンピュータを登記制度に導入をするということを中心として、それからもう一つの施策をあわせて登記の事務が円滑にいくということが、いろいろ必要な施策の中でも特に

肝に銘じて申しますか、はつきりした形でやらなければいけないのだということをこの政府提案の法律の中でみずから「国の責務」として定めるということ、ただいま御指摘ありましたように、これからの登記の充実についての政府としての基本的な姿勢をここであらわすということ、ごいまして、いわば政府の決意といえますか、そういうものがここにあらわれているというふうにお受け取りいただければ幸いです。

なお、ここで必要な施策と申しますのは、登記事務が円滑に迅速に適正に行われるということのための施策をもうるやうなわけでございまして、コンピュータ導入を一つの柱としてここに掲げておりますが、その他の関係について、すなわち施設をよくする、あるいは必要な人員を確保する、それからいろいろな器具の整備をする、もろもろの事務が講じられて登記事務の円滑化が図られる、そういう施策をするということの中に織り込んであるというつもりでございます。

○横山委員 この五条は二つのことを言うのですか。電子情報処理組織を用いて登記を行う制度に必要な施策を講じなければならないことが一つ、その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならない、二つのことを言っているのですか。

○批田田政府委員 最終的には、登記事務を迅速かつ適正に処理する体制を立てるということ、よく知られるわけでありまして、その施策の中にここに書いてありますようなコンピュータ導入といえますか、そういう制度改革がうたわれるというふうにしております。

○横山委員 わからぬな。その他の登記事務——これは「電子情報処理組織を用いて登記を行う制度、その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立」に必要な施策を講じなければならぬ。」「こう言うのが文法上当然なことではありませぬか。もしあなたの言うような「最終的には」というなら、「電子情報処理組織を用いて登記を行う制度に必要な施策を講じなければならぬ

い。」この「その他」を特に入れたこと、それから特にその下へ「登記事務を迅速かつ適正に処理する体制」ということを入れたという意味は、単にコンピュータだけじゃありませんよ、コンピュータが中心になるかもしれないけれども、そのほかもろもろの体制の確立が必要なんですよ、こういうことをわざわざ、国にこれを書いてくれ、判を押してくれ、というところがあつたのでしょ、と言っているのですよ。

○批田田政府委員 その点につきましては、ただいまの御指摘のとおりでございます。

○横山委員 「政令で定める審議会の意見を聴かなければならない」と第五条にありますね。これでもえらく簡単に「政令で定める審議会」と言っているが、これは国会軽視の話ですよ。審議会はどういう権限を持つておつて、何人ぐらいで構成して、どういう任務を持つておるかということが通常の法案なら当然出てこなければならぬ。こんな簡単に、しかも今の御答弁を聞くと、みんな審議会です、ずるいですよ。普通だったら、審議会の構成、人数、それから権限等があつてしかるべきじゃありませんか。何でこういうずるいことをするのですか。

○批田田政府委員 これは新たな審議会を設けるという趣旨ではなくて既存の審議会でございます。具体的には申しますと、ここで考えております審議会というのは、民事行政審議会でございます。その民事行政審議会というのは実は政令で定めておるものでございまして、法律レベルでその審議会を書くというのは法律の形式上問題だということ、名前は挙げておられますけれども、五條の二項で言っておりますところの「政令」においては、民事行政審議会を定めるといふだけの政令を出す予定になっておるわけではございまして、これは別に国会軽視というつもりではなくて、民事行政審議会が実質なんだけれども、それが政令レベルで決まっておりますのでそれが表現できなかったというところでございまして、全く技術的なこ

とだということ、御了承いただきたいと思ひます。

○横山委員 大臣、あなた、にやめて笑つておるが、違ふかね。

これはさういふですよ。全部これからは審議会であるからと、国会答弁を避けようとしている傾向がありますね。よくないことだと私は思ひますよ。

それから、この間板橋を見て思うことですが、四條で「交付された書面は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす」ということですね。あそこ機械のそばに座つておる人に、万が一謄本とそれから交付された書面とが違ふことがあるのかないかということをやつたのですけれども、まあないでしょうねという多少実感はしましたが、論理上は、何か手違いがあつてその押し方が違ふとかなるとかということがあつて、謄本とそれから交付された書面と違ふ場合は、どちらが効力があるか。もちろんそれは謄本が効力があると思うのですが、それによつて国民が受けた損害は、国家賠償の対象になりますか。

○批田田政府委員 この三條で決めております証明書というのは、登記ファイル、すなわちコンピュータの中に記憶されているものがこういう内容でございまして、それが直接の証明内容になるわけでございますが、しかしながら同時に、それは登記簿に記載されておるものと同一でありますというところもこれは事実上ある。それがなければ成り立たないわけでございます。そういう意味で、もしこの証明書で書きあらわされたものが登記簿と違つておる場合には、これはその証明書を一致しているものとして使つた人々に對しては、申しわけないことになるわけでございます。国側の方の手落ちということになるわけでございます。が生じたという場合には、国家賠償の対象になり得るといふふうに考えております。

的に言えばそれと同じものだと思います。とですが、法律文として「みなす」と書いた以上は、その法律上の公証力、公信力といひますか、それがある、裁判で争える、証拠書類として原本を持つてこなくてもこれは十分有効性を持つといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

○批田田政府委員 そのとおりだと思います。

○横山委員 この種の例は、ほかの法律で、政府のコンピュータのようなものでできたものが原本と同じとみなすという前例はありますか。

○批田田政府委員 私の知る限りでは、ないと承知しております。

○横山委員 私もさうだと思ひます。これは極めて重要な法文だと思ひます。初めて、コンピュータによつて出てきたものを裁判で争える証拠書類であると法律上断定をするということは、私は画期的なことだと思ひます。

それで聞きたいのですけれども、これがそうなら、ほかはどうなんだということですね。今、民間では、とにかく法務省が初めて——ほかの省でもコンピュータをどんどん使つていますけれども、民間の産業界では、もう大会社は画期的なと言つていいほどコンピュータ、マイクロフィルム、COM というものを使つていますね。そんな、法務省が初めて板橋をやつたくらいのことじゃないですよ。画期的なやり方ですよ。そういうものは法律上みなされていいわけ、まだ法律上の地位を得ていないわけですね。それについて法務大臣、どうお考えでしょう。民事局長にこんなこと聞いたつてしょうがないが、おれのやつたコンピュータのやつだけは裁判で争つてもええが、おまえらは知らぬ、おまえらのやつておることは、おれよりもどんなにすばらしくてもそんなことは法律上の地位を得ておらぬで、あかんといいことが言えるでしょうか。

○批田田政府委員 法務省としては、自分のところやるものについてはそれだけの効力を認めてほかのはだめだ、そういう形でだめだと言つてもりは毛頭ございせんけれども、いろいろなケー

スによつては、謄本と同じような効力を認めるといふうなことが妥当な事案もあるだろうと思ひますが、今ここで謄本と同一の効力をみなすといふうにしておりますのは、いば原本の記載内容がコンピュータを通過していつてそのとおりのもので出ていくという事柄について、一種の保証があるといひますが、移行についても省令で定める方法によつてやるといふことで、それがほかのやり方でもつて違ふものが出てくるというところがあり得ないという前提がここで打ち出されてゐるから、このようなことが可能だろうと思ひます。したがひまして、ほかの分野におきましてもそういうようなことの保証がやれる場合には、コンピュータで処理するということが可能になる効力というものは認められることが可能になつてくるのではないかとこのうに思ひます。

○横山委員 このまて来ると技術的なことになつて、私も、なんですけれども、例えば板橋で見えておつて、申請書がある、それをインプットする。インプットした以上は、登記簿とそれから出てきた書面と、甲号の登記官がおりますね、そこでこれは、そう違ふはずはないだろう。ところが、申請書とインプットしたときの違ひは申請者にはわからぬわね。それで回つてきたら、うっかりしてそれを持つていつちやつたということがないとも限らないと思ひますね。それは少し余談だけれども。

そこで、裁判で争えるといううな、電磁的記録の文書性の問題なんです、
一橋大学の竹下教授は「電磁的記録自体も人の思想を内容とし、ただそれを通常の文字でなく、コンピュータ特有の記号によつて表現してゐるにすぎない」と考へられ、その意味で電磁的記録は「文書」であるといひ得る。
それは速記のための記号で記された文書と異なるところはなく、また、マイクロフィルムとも本質的に異なる」と指摘してゐる。
電磁的記録の文書性に関する判決は、電磁的

記録物である自動車登録ファイルにつき、文書性を肯定した判決とし、地方裁（広島高裁昭和五十三年）及び最近の最高裁のものがあり、電磁的記録にも文書性があるというのが確定した見解である。

最高裁の決定で、補足意見として谷口裁判官はマイクロフィルムについて「マイクロフィルムについては……それ自体は可読的ではないが、機械を用ゐることによつて可読的になるものについて、文書性を肯定することは可能である。」と述べてゐる。

これはコンピュータ、マイクロフィルム、COMというふうな運動していくものなんですが……ここに韓国ですが、韓国では、

一九八四年十一月二十三日付全斗煥大統領名で公表されたものは、政府公文書の保存、収録等について、行政環境の変化と事務機器の進歩に合わせ現実に即したものにしようといふものであつて、商法三十七条（日本の商法三十六条に当るもの）を含め改訂されたものであつて、これは日本の記憶媒体がある一定の条件のもとで法的根拠になり得るものと認められたものとは異なり、媒体としてのマイクロフィルムで総べて可との政令で大きく前進したものと成つてゐる。

その内容の骨子は、政府公文書規程の公文書保管および保存規程は総べて統合し、保存文書はマイクロフィルムに収録し原本を廃棄して良いと言ふものである。

ここに韓国の全文があるのですが、これは全く画期的なことを韓国がやつてゐると思ふ。大体日本では、民間がほとんどやれば、役所もちよつちよつとやつてゐて、それでなじんできたところに法律改正するというのが通常ですが、韓国のあゝいう政治体制でしょうか、まだなじんでないものをいきなり原本を廃棄してもよろしい、コンピュータやマイクロフィルムを活用した政府の公文書は全部原本とみなすというふうによつたといふことは、実に画期的なことだと思ふのですが

ね。日本はそういう点では遅きに失してゐるなという感じがするわけですね。

そこで、大蔵省にお伺ひをいたします。

ここに昭和五十六年五月八日の速記録、それから四十九年十二月二十四日、それから五十六年六月二日、これは参議院ですが、三回にわたつて私が税務書類の問題について問題提起をいたしました。その当時、まあ言うならば、税務書類は納税者がコンピュータ化してやつたものを原本として、あとのものはインプットしたものは廃棄するというところについて国税庁は抵抗をしたわけでありました。そして、要するに税務職員もなれておらぬでちよつと待つてくれ、いずれはそうなるかと思ふのでした。詳細は省略します。あれからさらに数年たつて日本の産業界のコンピュータ、マイクロフィルム、COMの活用はもう飛躍的なものになつてゐます。そういうときに税法上の税務書類について、コンピュータによる書類、COMによるあるいはマイクロフィルムによる書類、COMを税務書類として認めておるのかどうなのか、一遍それについて御返事いただきたいと思ひます。

○津野説明員 お答えいたします。

税務上の書類といひましては、例えば青色申告法人とかそれから一般の法人等につきましての書類の保存の規定がございますけれども、その書類の保存の規定の帳簿書類にマイクロフィルムとかそういうものが入るかどうかにつきましては、原則的にはそれには入れてはいないといふことでございまして。

○横山委員 五十六年五月八日に、現在、制度上の帳簿書類で言ひますと、先生御承知のとおり、法人税法の施行規則の五十九条でございまして、一号帳簿、これは仕訳帳とか総勘定元帳とかその他資産、負債、資本に影響を及ぼす一切の取引に関する帳簿、二号帳簿がたな卸表とか貸借対照表とか損益計算書及び決算に関する書類、三号が日々の取引に關します

契約書とか領収書とか見積書とか、これに準ずるようなものでございまして。私どもの非公式な考え方ではございまして、このうち一号関係の仕訳帳とか総勘定元帳、二号関係のたな卸表とかBS、PLあるいは決算関係の書類、こういうふうなものはマイクロによる保存というものが相当可能なんではなからうか、こういうのを民間の主要な団体にも非公式に表明してゐるわけでございます。

あと残りますのがいわゆる三号書類で、領収書とかあるいは契約書とか注文書とか、こういった原始証拠に属するものでございまして。これもつと厳密に申し上げますと、このうち取引の相手方から受け取つたものとそれから自分が交付したものとがあるわけでございますが、自分の交付したものは当然控えしが残らないわけ、このマイクロ化はもう現実にも相当行われておりますし、私もそれを活用させてゐたいてゐるところでございます。

○津野説明員 お答えいたします。

当時、うちの方の法人税課長の方からお答えしてゐるかと存じますが、当時といひましてマイクロ化とかコンピュータ化といひるのは当然予想されておりましたものですから、あるいは民間団体等からの御要望等もございしたものでしょうからいろいろ研究はされていただいてゐるわけでございますけれども、現時点に至りまして、もういふ一般的な税務調査あるいは課税の適正な担保というところから見まして、全面的に帳簿書類の中にそういうものをすべて入れていいと認めるわけにはいかないといふうに現在でもなつております。

○横山委員 まことに何かしなごたね。これを見ますとあなたの方は、税務署は、国税庁は出ておらぬけれども、大蔵省全部に入つておると思うのですが、コンピュータの導入は極めて大々的にやつておつて、自分のところの書類はコンピュ

ーターでやっておるけれども、あるいはマイクロでやっておるけれども、民間でやっておるものはそんなものは原始記録だと認めぬ、コンピュータに出てくる書類、帳簿あるいはマイクロ、COM等は認めぬというのは少し借越ではないんですか。今回コンピュータによる登記簿の書類が法律上の地位を得るという機会に、民間のそういうようなものは税務書類と認めぬというのは借越じやないのですか。

○津野説明員 もちろん先生御指摘いただきましたように、現在企業の経済活動とかそういうものが非常に拡大しております、企業とか事業者等の帳簿書類の保存のためのいろいろな負担という面も大きくなってきておるという面はあると思います。それからまたコンピュータ化の技術もどんどん日進月歩しておりますから、従来に比べまして飛躍的にいろいろ技術的には進んでいるだろうということも認めることは我々やぶさかではございませんで、そういうことをこれから研究した上でさらに、帳簿用書類等の保存方法の拡大、そういう問題につきましてはいろいろ税務執行上の問題点があるものですから、そういうような執行上の観点とかあるいは税務上の各種の問題等を考えながら十分検討はしていかなければいけない問題だというふうには考えておるわけでございまして……(横山委員「何年前からそういうことを言っているのだ。十年も前から同じことを言っている」と呼ぶ)当然そういう問題でございまして、検討は十分していかなければいけないと考えておりました、全く認めないというわけではないわけでも、例えは帳簿書類で五年まではいいわゆる原始記録の帳簿類、そういうもののじやない認めないことになっておりますが、物によりまして七年間保存しなければならぬというものが、例えば預金通帳とか現金出納帳みたいなものがございまして、そういうものにつきましては五年を越した後の二年間につきましてはマイクロフィルム等で保存してもよろしい、一定の要件はございまして

けれども、そういう面でも若干の進歩は進んでいるわけでございまして。

○横山委員 もう十年も前から言っていることが、これは四十九年、五十六年、五十八年、言っていることがちつとも進歩がないですね。それじや一体これ、コンピュータに入れているから、マイクロに入れているから、あるいはCOMに入れているからという原始記録を破棄したら、あなたの方は原始記録の悪質な消却、廃棄として今追及するんですか。

○津野説明員 現在、帳簿書類の保存義務等につきましては青色・白色各事業者あるいは法人等につきまして法律上義務づけてはおりますけれども、罰則等で特にこういう処罰をするとか、そういう罰則等での担保はしておりません。ただ、青色申告者の場合、法人とか事業者ですけれども、その場合につきましては青色申告の承認の取り消しということ、青色申告による種々の特典がございまして、そういうものが認められなくなるということと担保しているということとでございまして。

○横山委員 この種の驚くべき電子情報処理組織、それに関連するマイクロフィルム、COM等の発展に即応した税務行政のあり方について、大蔵省、国税庁で全国へ通達をするとか指示をしたとか、そういうものはあるのですか。

○加藤説明員 お答えいたします。特別の通達を流しておるということとはございせん。

○横山委員 どうもおかしいと思うね。委員長もどう思いますか。法務大臣も横で聞いておつてじくじたる思いがするのじやないですか。おれのとこのやつだけはこれで法律的な地位を持つ。板橋でやったことは大したことないですよ。けれども、すぐにそれを法律上の根拠規定を置く。それで、民間でやっているコンピュータやマイクロフィルムやCOMなんかの仕事はばらばらな飛躍的状况ですよ。それについて国税庁は前戦に任せ切りで、こういう条件ならコンピュータによる

ものを認める、どういふような見解可能というかシステムであれば原始記録を廃棄してもよろしいとか、それは証憑書類として認めるかというようなことが当然あるべきものだと私は思うのです。それは全然ない、通達したこともないと言いますか。そんなこと考えられますか。大臣どう思な話があるかね。閣僚の一人として物を言ってください。

○嶋崎國務大臣 今御指摘のように、私の方の法案の四条で「登記簿の謄本又は抄本とみなす。」という場合、ある意味では非常に、何というか登記簿とそれが確実に合致しているというものを前提にそういう規定を入れたわけでございしますが、そのことが私の所管外の事項にまで話が及んでおるわけで、なかなか判断は難しいわけでございましてけれども、私は、税務の記録の場合に、ちょうどこういう切りかえのときに、このシステムを使つて調査をするという場合に、大変困つたケースというものが幾つか過去にあったらうと思ひます。したがって、原始記録についてはその保存が前提になつた取り扱いになっており、それが現在まで継続して続いているというふうに思うのでございまして。したがって、どういふことになつていのか現在の税務の仕事について私もこのごろ直接承知をしているわけじやありませんで、判断のしにくいところはもちろんなるわけでございましてけれども、やはりそういう確実な同一性とかなんとかというようにきちつと留保する何か前提その他がなければ、この処理というのは難しいというように残つておつて今の制度になつておるんじゃないかというふうに思つております。しかし、いずれにしましても、こういう制度がどんどん敷衍しておるという実態があるわけでございまして、よくそれぞれのところ

で検討をして、時代の進展に即応し、しかもそれぞれの仕事が多岐にわたるような体制というものをつくつていくことが必要なのではないかというふうな思つておる次第でございまして。

○横山委員 これは五十六年五月八日の法務委員会の議事録ですが、見出しがないものでわからぬが、四元説明員という名前が出てきますが、それが、何をやっておつた人ですか。

○加藤説明員 法人税課長でございまして。

○横山委員 読み上げますよ。

○四元説明員 お答え申し上げます。国会等でも御指摘いただいておりますし、また横山先生にも何回か御指摘いただいておりますことはよく承知をいたしております。私どもの基本的な考え方は、先生のいまの言葉にもございましたように、そういう技術の進歩の成果というものを踏まえまして、またそういう企業のニーズがあれば、これを積極的に私どもの分野でも取り入れていくべきだという基本的な考え方は十分持つておるところでございまして。

最後に、今後とも先生御指摘の方向で取り組んでまいりたいと思つておるところでございまして。

よく言えたものだ。その次は、

○四元説明員 先生御指摘の点は、まことにそのとおりであらうと私も思つております。税務行政を預かる立場から、かなり保守的な考え方にならざるを得ないという点についての、弁解になるかもしれませんが、御理解をいただきたいわけでございます。しかし、いまおつしやいますように、

と云つて最後に、これをいい機会といたしまして一層積極的に導入をする方向で、いろいろな条件はつくかと思ひますけれども、検討させていただきたいと思ひます。

ありがとうございましたと言わんばかり。これはいつだね。五十六年ですよ。いいかげんなことを言つて、今また同じことをどうするんだ。責任をとれ。どうなんだ。国会をばかにするな。

○津野説明員 先ほど御答弁いたしました、その後の改正におきまして、例えば先ほど言いましたように帳簿保存期間が五年を超えます書類につ

きましては、一部マイクロフィルムとかコンピュ
ーターの磁気とかいうもので保存してもよろしい
というような改善は行っているわけでごいまいし
て、全く先生がおっしゃるような方向に進んでな
いということではございません。当然今後のそう
いった技術革新等の動向を踏まえながら我々とし
ても十分検討していくべき問題であるということ
においては変わりないつもりでございすけれど
も、現在に至ってはまだまだそこまで行ってい
ないことではありますので、よろしく御理解のほ
どをお願いいたします。

○横山委員 御理解しない。御理解できるか。口
をきわめてここで、先生のおっしゃるとおりだ
とか、ごもつともだとか、今後一層先生御指摘の方
向でどうか、まことにそのとおりであろうと私ど
もも思っております。こんなことを言ってお
つて、今昭和何年だ。こういうことで国会をこま
かしておいてその場逃れしておるの許さぬ。こ
の法案が上がるまでに、このコンピューター、マ
イクロフィルム、COM等について、昭和五十六
年以降大蔵省、国税庁が何をしたら、今後どうい
うふうに対応するのか、文書をもって国会
に提出してもらいたい。

○津野説明員 文書をもって国会に返答するとい
うことは確約できないと存じますが、(横山委員
「確約をせよ」と呼ぶ) 御容赦願いたいと思いま
す。

○横山委員 許さぬ。今初めて言ったことじやな
いのですよ。ここに書いてあることです。それ
に何らの返事もしないということはいかぬ。文書
をもって提出してもらいたい。

委員長、もう一遍言いますが、この議事録に基
づいてその後どんなことをしたか、これからどう
いうようにしようとするのか、文書をもって当法
務委員会に提出してもらいたい。

○片岡委員長 そういうふうにしてください。い
いですか。
○津野説明員 帰りましてよく相談させていただきます
きたいと存じます。

○横山委員 どういうことだ。委員長の命に反対
するの。

○津野説明員 どういうものを出すか等につきま
しては帰って相談させていただきます。

○横山委員 相談は当たり前だ。出すのか出さぬ
のか、それだけはっきり言いなさい。委員長の命
令があったのだから。出すのか出さぬのか。

○津野説明員 できましたら……(横山委員)「で
きましたら」じゃない。出すのだよ」と呼ぶ) 御容
赦願いたいと存じますが、よく相談いたしまして
御返事したいと存じます。

○横山委員 それはおかしいな、委員長。

○片岡委員長 ちよつと速記をとめてください。
(速記中止)

○片岡委員長 速記を始めて。

○横山委員 まことに国会の権威に関する問題で
ございすから、私は今の答弁で不満でございま
すが、一応出すというのでありますから、出して
きたものがまた不足なものであれば追及いたす
ことにいたします。次に移りたいと思ひます。

マイクロフィルムについてちよつとお伺いをい
たしますが、電子情報処理による登記ファイルは
一つの進歩ではあります。処理した後のものと
の原本については先ほどお尋ねしたとおりであ
ります。附属書類、精密に表示された公図、地図な
どは登録の方法や長期安全保存の点から見てマイ
クロフィルムの併用の方が適切と思われる。コン
ピューターのデータは図面の登録に当たっては原
図を電子変換しているためにインプットの作業、精
度、鮮明度について寿命があるなどからいって、
マイクロフィルムでは原図を直接縮小、拡大して
いるので原図に復元が容易であると思ひますが、
この点どうお考えですか。

○枇杷田政府委員 登記所におきまして申請書の附
属書類であるとかあるいは図面であるとかという
ものにつきましては、その保存方法としてマイク
ロフィルム化することは十分に可能であろうと思
ひます。

ただ、これから登記事務そのものがコンピュ
ーター化されてまいりますと、それほど書庫の狭隘
という問題もございせんので、原本をマイクロ
フィルム化にしてやるというふうな経費をかけて
やることと、そのまましておくこととのメリッ
トがどちらにあるかというふうな点も考慮しなけ
ればなりませんけれども、実行の問題は別といた
しまして、理論的にはマイクロフィルム化による
保存というのは物によつては採用してもいいも
のではないかとこのように考えております。

○横山委員 ちよつと最高裁にお伺いをいたしま
すが、最高裁のコンピューター化、まあ神武以来
とは言わぬけれども、判決書類が恐らく見たこと
はないけれどもうたかく積まれておると思うの
ですね。これから永久保存の書類が二十一世紀は
もちろん二十世紀までずっと積まれると思うの
ですが、最高裁において一体コンピューター、マ
イクロフィルム、COMはどういう利用計画があ
りますか。

○山口最高裁判所長官代理者 御承知のとおり、
裁判事務につきましては、基本的には裁判手続が
単に効率性だけではなく、手続の厳正、安定を求
めなければならぬという面もございまして、しか
もその裁判事務の内容が非定型的なもの
が多いというところから、全般的にコンピュ
ーターライズをするという点ではなかなか難しい面が
あろうかと思ひます。

現在のコンピューターの活用状況について申し
ますと、他省庁あるいは民間企業等と比較的似た
ような仕事をいたしております司法行政事務の部
門におきましては、例えば最高裁の統計部門にお
きまして、他省庁に先駆けて五十八年度に大型コ
ンピューターを設置いたしまして、いわゆるデー
タベースシステムというものを導入しまして、全
国の裁判所の各種裁判統計のコンピューター処理
を行っております。直近の事件処理関係の資料を
得まして裁判所の運営に活用しているわけでご
ざいます。
それから、高裁数カ庁におきましては、比較的

大型のオフィスコンピューターを導入しまして、
その高裁のみならず、数千名に及びます管内の職
員の給与計算事務等を処理しております。それか
ら、その他の小型のパーソナルコンピューターあ
るいはワードプロセッサ等も順次導入いたして
おりまして、ほぼ他省庁と同様のOA化を図りつ
つあるわけでございます。

裁判事務の中でも、比較的定型的な処理をしや
すい場面におきましては、事件処理に対応いたし
ますために小型のコンピューターを導入いたして
ございまして、例えば昨年度は民事執行事件に
おける配当計算等の関係事務あるいはサラ金調停
事件における利息計算なり割賦金額、割賦月数の
計算等に使いますために独自のプログラムを組み
込みましたパーソナルコンピューターあるいはポ
ケットコンピューターを配付しているわけでご
ざいます。

今後の計画といたしましては、裁判事務の中
でも比較的定型的な処理になじみやすい部門、例え
ば督促手続におきましても計算事務等でコンピ
ューターの活用が考えられるわけでごいまして、
そういう部門をそれぞれよく検討しながら逐次コ
ンピューターの活用を図るよう考えていきたい
というように思っております。ただ、コンピ
ューター処理をいたします場合、そういうふうな部門
が限られているわけでごいまして、大型のコ
ンピューターを導入して端末を各庁に設置する
というふうな形よりは、それぞれ小型のコンピ
ューターの活用を図っていくという方が能率的では
ないかというように考えております。

それからワードプロセッサにつきましても、
供述録取等の非定型的な場面でのように効用が
あるのか、その辺を見きわめるためにも、現在数
カ庁で実験を行っておりますが、その実験の成果
を踏まえながら検討してまいりたいというように
考えております。
○横山委員 この間私が本委員会最高裁に皮肉
を言ったのですが、最高裁は予算がないので、下

部で複写機その他についてわずか数台をもらった
といつて労使間で喜んでおる、何という情けない
ことだといった実例を挙げて言つたのですけれど
も、今お話で順序に進んでおるようではあるけれ
ども、少し司法行政の事務の機械化がおくれてお
るということを指摘しておきますよ。

先ほど韓国の状況を話しましたが、アメリカで
は既に一九四三年、連邦議会で政府記録の全面的
なマイクロ化と原本の廃棄を認めました。西ドイ
ツ、フランスなどヨーロッパ各国においてもほぼ
同様の傾向だそうでありまして。近代諸国の中で日
本が一番おくれておると思われまして。ですから、
高度情報社会での各国における進歩的なあり方か
らいって、法務省、最高裁あるいはその他のところ
では、この種の問題の進展に伴つて国民に対し
てこれが還元されるということに——自分たちだ
け機械を持つておつてそして自分たちだけそれを
活用して国民にその恩恵を与えないというような
ことはいかかかと思ひます。

地方公共団体での状況を見ますと、法務省が二
十八年、戦災で滅失した戸籍及び除籍原本の再製
をマイクロフィルムで行つたことがわかつており
ます。その後除籍原本のマイクロ化及びマイク
ロからの謄抄本の交付が認められ、さらにマイク
ロ化後の除籍原本は除籍後五年を経過したものにつ
き監督局の許可によつて廃棄することが認めら
れ、また二十五年経過戸籍のマイクロ化も進めら
れてゐる。こうして戸籍事務の分野で法務省はも
ちろん市町村でのマイクロフィルムの恩恵が非常
に強い。地方公共団体などでは、今日、この登記
事務に類似した業務として、税務事務で旧土地台
帳、土地表示登記簿通知書、土地課税台帳、家屋
課税台帳のマイクロ化が、また住民基本台帳、戸
籍での除籍など戸籍事務のマイクロからの謄抄本
の発行事務がかなりの範囲で進められており、特
にCOMすなわちコンピュータ・アウトプツ
ト・マイクロフィルムによつて土地家屋課税台帳
証明、市民税、県民税台帳証明が広く行われてい
る。したがつて、今回の法務省のこの作業の中へ、

システムの枠の中へ今後COMを取り入れていく
ということとは考えられないかという点でありま
す。

マイクロフィルムをこの新しいシステムに補充
するツールとして提言をするに際し、既に採用し
ておる地方公共団体の利用後の効果ベネフィット
を紹介いたしますと、地方財政調査会の資料に
よると、一つ目は長期保存の安定性が図れる、二
つ目は文書保存面積の縮小が図れる、三つ目は記
録、転記作業の迅速効率化が図れる、四つ目は複
写閲覧に際し市民サービスの向上につながるとい
うことが言われておるのでありますが、この今回
これから法務省が行うシステムに十分取り込まれ
ることが可能であると思ひますが、いかがです
か。

〇枇杷田政府委員 ただいまお話ししたCOMとい
うのは、御指摘のようないろいろ長所を持つて
いるものだというところは私も承知いたしておりま
す。ただ、それを登記のコンピュータ化に直ち
に導入するのが適当であるかどうかということに
つきましては、私も十分検討はいたしておりま
せんけれども、登記と申しますのは、不動産登記
を例にとつてみますと、所有権の移転とか、抵
当権が設定されたり、またそれが抹消されたりと
いうことで動いていくものでございまして。そうい
う動いていくものを常にフォローしながら現在時
点での権利関係を掌握していくというふうなこと
で考えた場合に、COMというものが一番効用を
発揮するかどうかについては、まだちよつと問題
があるのじゃないかという気がいたしてございま
す。が、いずれにいたしましても、これからの基
本的なシステム設計につきましては、現在では磁気
ディスクによつていけば文字による入力というよ
うな有用なものがあれば、それを検討するという
ことにはやぶさかではございせんので、一つの
研究対象にはさせていただきますかと思ひます。
〇横山委員 これは「パイロット・システム詳解」
という本でございまして、私もこの本を随分勉強

してみまして。わからないことが非常に多いので
すが、示唆を受けた点を紹介しておきますと、
不動産登記情報システムは全登記所を対象と
するの、あるいは一定規模以上の登記所を対
象とするのかについては、まだはっきりとした
方向が示されていないが、システムにかかる経
費とそれによつて得られる効果等を十分に分析
して判断していかなければならない。

と言ひまして、
この移行を正しく、安く、速く、案に行なう
方法を考えなければ、それだけ職員の負担にな
ることになり、システムの円滑な運営に支障を
きたすことになるおそれがある。そのために
は、パイロットシステムにおいてとられていま
る移行方法、すなわち文字を一字一字入力して
いく方法には、たとえこれを一定の範囲において
文章として入力するとしても、経費的にも、日
数的にも、人員的にも限界があるように思われ
るので、これ以外の方法、例えば光ディスクや
マイクロフィルムを利用して登記情報を画像で
移行していく方法等も十分考えていかなければ
ならないであろう。特に、効率の面から考えた
場合、マイクロフィルムの利用は検討に値する
面も多く、また、最近ではマイクロフィルムと
コンピュータの結合システム、すなわちコン
ピュータの持つ高速性・論理性・即時性とマ
イクロフィルムの持つ経済性・融通性・縮小性
とを結びつけ、さらに効率のよい高速検索と情報
管理を志向する傾向が活発化している現状を考
えてみると、区分建物及びその敷地以外の一般
の土地、建物についてはこの方法を利用する
ということも十分検討に値すると思はれるので、
今後この方面における研究を期待したい。

とあります。私は、感覚的にとらえてなるほどな
と思ひましたが、専門家としてはどうお考えにな
りますか。
〇枇杷田政府委員 専門家としてと言われます
と、私はその面の専門家と言える状況ではござい
ませんけれども、今までの登記制度に対するコン

ピューター導入につきましての検討の過程でも、
ただいま御指摘ありましたようにマイクロフィル
ムとか光ディスクとかというふうなものを使つて
やるということは検討をしてまいつております。
なお、現在でもその点についての検討は続けてお
るわけでございまして、先ほどもちよつと
申し上げましたように、不動産登記の場合には権
利変動がかなり頻繁に行われます。それを常時フ
ォローして、そしてある時点ではその現在時点に
おける権利関係というものが一覽的に速やかに打
ち出されるということが必要になつてまいるわけ
でございまして。そういう面から申しますと、マ
イクロフィルムの場合には、マイクロフィルムは一
巻、二巻というふうなフィルムが巻かれておるわ
けでございまして、同一の巻の中で同じ不
動産の情報が収録されておるということはむしろ
例外というところになると思ひますが、そういう
場合には、一カ所に情報を集めていくということの
ためには、ちよつと不便と申しましようか、人手
を要するというふうなことになるわけではござい
ません。そういう面では、ちよつと向かないのでは
ないかという気がいたします。ところが、入力の
関係だけで申しますと、入力と申しましても、現
在の登記簿をコンピュータに記憶がえをするとい
う移しかえの入力の場合には、これはマイクログ
フィルムとか光ディスク、専門用語ではイメージ処
理と言つておるようございまして、イメージ処
理方式でやるということが非常に簡潔であり、経費も安
く済むということとは争えないことだと思ひます。
そういう面ではかなり魅力があるわけではございま
す。後々のことを考えますと不動産登記につい
ては少しなじまないのではなからうかという点を疑
問点として持つておるわけではございまして。したが
いまして、その他の登記につきましてはイメージ
処理が向くという登記もあるのではないかと、そう
いう面についてはたまたまおつちやつたようなそ
ういう方式も大いに検討し、場合によつてはその
方式を採用するということもあり得るのではなか
らうかと思つております。

○横山委員 ここに昭和五十二年六月八日の衆議院司法書士法改正附帯決議、同じく五十二年六月十六日の参議院の附帯決議がございます。衆議院の決議の一番最後に「コンピュータシステムを登記事務に採用する問題については、日本司法書士会連合会を含む関係者の意見を尊重しつつ、慎重に検討し、国民の権利の保全に遺憾のないよう期すること。」参議院も同様な附帯決議の一節であります。それで、不動産登記にコンピュータを採用することについて司法書士にどんな影響をもたらすかということでありまして、この「詳解」には、司法書士の業務を分析して、一つは「権利者、義務者等人の確認」、二番目に「物件の確認」、三番目に「当事者の意思の確認」、四番目に「法律判断」、五番目に「申請書の作成」、六番目に「申請代理」、この六つが司法書士の業務であらうというふうに整理をして、そしてコンピュータ処理になじむのは五の申請書の作成の部分であると思われると思っておりますが、この司法書士の業務に登記所のコンピュータ化はどんな影響をもたらすか、説明をしてもらいたいと思っております。

○杵田政府委員 謄抄本の発給が早くなるとあるいは甲号事件の処理も登記所の内部で早く済むようになるとかということの影響は当然ございすけれども、そのほかに司法書士業務それ自体としての影響があるところは、私どもの考えでは、ないのではないかと感じてございます。ただいま御指摘になりました司法書士業務の六分類をした中の第五分類の申請書の作成方式に影響があるかもしれないという点が指摘されておるわけでございまして、これは、その申請されし登記事件の内容をコンピュータに入力する際に、その申請書自体から機械が内容を読み取るというふうな方式をとる場合には、それに向くような申請書をつくっていただかなければならないことになりまして、そういう意味では変わってくる面があるわけでございまして、現に板橋のパイロット・システムにおきまして、謄本の交付の申請

書に、通常の申請書でもいいけれども、もう一つのやり方としては、所要事項を鉛筆で黒塗りをしてやるという、そういう申請書の方式も採用しておるわけでございまして、その方法をとる場合には機械がその申請書を機械的に読み取って処理するというところでございまして、したがって、申請書をコンピュータが読み取りやすいような形のものにしてもらうという方式をとりますと、先ほど御指摘のように第五番目の問題にかかるわけでございまして。

ただ、今読み上げられましたその本の作成段階におきましては、まだ申請書それ自体から登記事項を読み取るという方式をかなり考えていた時代、あるいはその考え方が残っていた時代ではないかと思っております。そうしますと、いわばバーコードと申しますか、ある文字にコンピュータで読み取れるようなものがくっついた、ひげのようなものをつけたそういう独特のタイプライターの印象ということで申請書をつくっていただかなければならぬかもしれない、あるいはOCRと申しますか光の反応で読み取るという場合には一定の規格の文字、すなわちタイプライターで申請書をつくっていただかなければならぬということにつながってまいるのでございまして、現段階ではワードプロセッサが非常に発達してまいりましたので、現在の板橋のパイロットシステムでもごらんになったとおりでございまして、何も申請書から直接読み取らなくても、通常の申請書をお出しただいて、それを登記所の方がワードプロセッサによって処理をするということも、比較的に容易にできるという状況になっております。したがって、登記所の方がワードプロセッサによって登記事項を入力するという方式をとる限りにおいては、ただいま御指摘の第五番目の問題もなくなるということになってまいらうかと思っております。

○横山委員 この電子情報組織の導入によって直接的業務として影響を受けるであろうと想像されるのが、司法書士諸君とそれから関係職員であり

ます。司法書士諸君については、今局長のお話によれば、そう心配したことはないということのようではあります。しかしながら、司法書士諸君は実情がわからないということもありまして、コンピュータがどういうふうな業務にかかわっていくかという不安もまだまだ必ずしもなくなっていないと思っております。

それから職員の方は、この間渋谷へ行きましたところ、あの大混雑の中で、登記協会ですか、七人、内部で仕事をしております。これは一体、登記協会の仕事か独自の仕事なのか、職員の仕事を登記協会が手伝っておるかよく定かではありませんが、常態的なものではないと私は思うのです。過渡的に応援軍としてやっておられるかしらぬけれども、本来職員のすべきことを、国家公務員でもない人がやっておるということは余り感心したことはない。これは将来、一体どういうことになるかということ、もう一つは、コンピュータによって職員諸君の労働条件に非常に変化をもたらすことは言うまでもないこととあります。ですから、養成はどうするのか、あるいは書記官の、登記所の職員の平均年齢も先般、私聞いたわけですけれども、たしか私の承知する限りにおいてはちやうど中年型で、あるときにはざつとやめてしまおうということも予想されたことではございまして、このコンピュータ導入によりまして職員の労働条件、他省庁転換は登記所が一番多く導入したという話も聞いておりますが、職員の労働条件の変化についてはどういう展望と施策を持っていますか。

○杵田政府委員 現在、御承知のとおり法務局登記所の職員は、膨大な事務量を抱えてかなりな過重な負担にたえて仕事をしておるわけでございまして、これがコンピュータが導入をされてまいりますと、ある程度の省力化が進むことは言うまでもないわけでございまして、その場合にその省力化の効果というものがどこに一番あらわれるかと申しますと、ただいま御指摘ありましたように、登記所の仕事に従事している部外者の方が排

除されていく。民事法務協会から派遣をされております職員も要らなくなるという面もございまして、それから都会ではそれほど多くはございせんけれども、地方などに見られますように、地方公共団体その他の職員からの部外応援というものの残念ながら受けておるわけでございまして、そういうものが不要になってくると思っております。したがって、登記所の内部がいわば正規の職員と申しますか定員の中で、公務員になっておる職員自体が登記所を完全に構成をして処理をしていくという体制が出てくることになるであらうと思っております。そしてまた、その職員自体の労働条件というものが現在よりは緩和されていくのではなからうかという期待を持っておる次第でござい

ます。なお、そういう面ばかりではございせんので、また今度はコンピュータによりまして現在とは違う執務環境が出てまいります。そういう面におきまして、職員側の方で何か新しい問題が生ずるということも考えられないわけではないのでございまして、殊に本日午前中に天野委員から御指摘ございましたけれども、職員の健康の面において、殊にコンピュータにつながる職業病のような発生を見ることがなつては大変なこととございまして、そういう面につきましても、これからのコンピュータの導入の場合にも悪影響が起るようなことがないような仕組みというものを考えるし、職員の執務体制、そういう面も十分考慮した形で考えていかなければならぬだろうと思っております。したがって、そういう職員の労働条件、職場環境の問題につきましては、労働組合側の意見も十分に聞く、問題点を指摘も受けて改善をしていくというふうなことに努めなければならぬと思っております。

またそれに絡みまして、現在のパイロットシステムの試験におきまして、私どもの方でその成果を評価していただく評価委員会というのを願ひして検討していただいているわけでございまして、その中に労働衛生上の問題点を研究しておら

れる専門家にも入ってもらってありますし、それからまた現場の職員の代表の人も加わって下さり、お話しして、そういう面からの検討、問題点の指摘というものが十分受けるという体制をつくっておる次第でございます。

○横山委員 今のお話はよくわかりました。ぜひ、移行に当たって関係団体の意見を聴取し、また労使間の協議を適切に行って、円滑にこの移行が進められるように希望したいと思います。

最後に大臣、時間が終わりましたので申し上げたいのですが、技術革新の時代に、この登記所の仕事を機械を導入して迅速にやるということが主力ではございますけれども、しかし冒頭申しましたように、居は気を移す、広いところで腰かけて待つていられるところもある、そこへ、そばへ行けばお茶もある、花もある、横町に行くところ、ヒールもある、コーヒールにもマイクが通じておいて、横山さん、できましてよというのがある、やはりいろいろな面があると思うのです。私が渋谷で、そろそろ国会議員が道路を行つたのだから、みんな見ています。私が、失礼ですが、どのくらいお待ちですか、一時間半です、やりきれぬです、こう言っている同じ顔ばかりです。ね。そういうことを考えますと、単に技術を導入して迅速になれば済むというものでもありません。職員諸君が気持ちよく働ける、そして来た国民の皆さんが、この登記所は親切になったわい、早くなつたわいというような雰囲気づくり、条件づくり、環境づくりが合わせて行われなければならない、せつかくのものがだめになると私は思うのです。

ですから、そういうことを十分考えてもらいたいことと、先ほど冒頭強く申しましたけれども、これだけのことをやる出発点でありますから、どうか物を考えて、長期に考えて、落差の立つこの機会に計画を立てて、それで長期的に財政的なり、あるいは各省の協力を、特に大蔵省の協力を得られるような落差の立つ行動をしてもらいたい、こう思います、いかがですか。

○鳩山内務大臣 ただいま登記事務の現状というものを踏まえられて御発言になったわけでございますが、確かに、渋谷の例をとりましても、あれが最初でできたときには割合とよりのある登記所であつたのだらうでございます。ところが、御承知のように建物がどんどん高層化を住宅が非常に多くなつてきているということで、私も行ってまいりましたけれども大変厳しい状態になっておる。そののみならず、例えば東京の法務局自体へ行きますと、私は大変な状態だということを現に見てきておるわけでございます。したがって、職員の皆さんが十分気持ちよく働けるような環境をつくり、また登記所にお見えになる皆さん方にもやはりそういう環境が与えられるような線に努力をしなければいけないと思つておるわけでございます。

今度また登記の特別会計というのができまして、非常に苦心をしておると思ひますけれども、それなりに三十億近い施設費も中に認めていただいておりますというようなことになっておるわけでございます。それから、これからそういうことを意図して大いに努力をしていかなければならぬというふうな思つておるわけでございます。

それからもう一つ、冒頭にもお話しになりましたけれども、せつかくこういうコンピュータ化をして本間に内部的ないろいろな問題点を解決していく、そういう意味で合理化、能率化を図っていく、ということももちろん必要でございますけれども、本間にサービス業務としての登記の仕事というものが確実に保たれていく、それによって国民の権利が確実に保持されていく、ということのために、この構想というのは大きな目標を持つておるわけでございます。それから、それに沿ふようなきつとした計画を立てて着実にそれを具体化するための努力を、こういう契機であるからいよいよ大切にしていかなければならぬ、またそういうことによりまして登記所の仕事は円滑に行われるように努めてまいりたいと思つておる次第でございます。

○横山委員 終わります。

○片岡委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案に關しまして若干お尋ねをいたします。

この法案を見ますと、多少耳なれない言葉が出ておまして、かつそれについての定義規定が特に設けられてないわけですね。

「登記ファイル」という言葉がまず出てくるのですが、これは何を意味するのでしょうか。

○批田政府委員 「登記ファイル」という言葉は今まで法律の中で出てきたことはないと思ひますが、これに類似したものとしては、自動車登録の場合の登録ファイルという言葉が既にあるわけでございます。具体的には磁気ディスクのようなものを考えておるわけでございますけれども、概念といたしますと、登記ファイルというのは登記事項を電子情報組織によつて記録するものというふうなことになるかと思ひます。

○小澤(克)委員 法案の第二条の一項と二項を讀めば「電子情報処理組織によつて行ふ」となつておりますから、それに用いられる一種の記録装置だということとはわかるのですけれども、一項だけばんと見ますと、「登記ファイル」となつていまして、ファイルというのは要するにつづりです。それから、現状の登記簿だって登記ファイルと言えなくはないわけですね。基本的には磁気の記録装置であるとかあるいは光学的なものが最近はあるようですけれども、この辺りもつと実態に即した、もう少し一読してわかるような表現ができないものなんですか。「登記ファイル」と言うだけではどうも何のことかわからないわけですね。現状のものだって登記ファイルと言えなくはないでしょうから、じゃこの法律は一体何を意味しているのかからぬということになりませんか、どうですか。いかがでしょうか。

○批田政府委員 ただいまの御指摘、ごもっともでございます。私どももこの法案の作成につきましたは、何かもつと具体的にわかるような表現があるいは定義規定みたいなものが置けないだらうかということ工夫したわけでございますけれども、結局うまく書けない、正直のところ、そういうことで、一項と二項とで読み取つていただければいい、それでこのように表現にさせていただきます。

なお、具体的に磁気ディスクとかその他の物品名といふかそういうものを書くということも考えられましたが、先ほどの横山委員のお話にもございますように、磁気ディスクだけに限つていいものかどうかという点もございまして、したがって、結果的には、先ほど申し上げましたように登記事項を記録するもの、そして二項とあわせてそれはコンピュータ処理によつてなされるそういうものなんだという程度でこの際とはどめておかざるを得ないということから、このよう表現になったということを御了承いただきたいと思ひます。

○小澤(克)委員 おつしやることは私もよくわかるのですけれども、法律の言葉として何かびんときませんので、せめて何か定義規定を設けたらどうかと思つたのです。確かに磁気記録だけに限定すれば、将来どんな機械ができてくるかわかりません。既に光学式のディスクもありまして、ですからその辺は磁気記録に特定するのはまずいかと思ひますけれども、何か工夫ができないものとして例示的に磁気記録装置であるとか光学式ディスクであるとか、何かそういう工夫をした方がいいんじゃないかという気がするのであれば、まあこれはそういう意見を申し上げておきたいと思ひます。

それからまたわからないのが「電子情報処理組織」という言葉ですけれども、これは要するにコンピュータシステムを翻訳したもの、こういうことなのではないか。

○批田政府委員 何分にもコンピュータ関係の用語といふものは、コンピュータが開発をされて世間で用いられるようになりましてから

年数も少ないために一般用語として定着している言葉がなかなか見当たらないということで、法律で書きあらわす場合には困難を来すわけでございますが、この条文で書きあらわしておきます「電子情報処理組織」と申しますのは、これは英語で申しますとエレクトロニック・データ・プロセッシング・システムというのの訳語でございます、いわばコンピュータシステムによってやるんだ、要するにコンピュータシステムということの内容を意味するものでございまして、先ほどもちよと申し上げました自動車登録の場合にもたしかこのような言葉を使っておったと思いますので、その例に倣ったということでござい

ます。
○小澤(克)委員 エレクトロニック・データ・プロセッシング・システムですか、を直訳すればこういうことになるでしょうが、システムというのを「組織」と訳すのはどうなんでしょうか。組織といいますが、我々の日本語の感覚では人的組織をむしろ意味しまして、ここで言うシステムズの場合はむしろ装置といえますかそういうもの、それに人的組織も含めてまさにシステムということだろうと思うのですけれども、電子情報処理装置、そう言った方が機械的な装置、機械をあらわすには何かぴたりくるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。
○批田政府委員 確かに組織という言葉は、役所の組織とかいうようなことで機械的なものが組み合わさるとか人的なものが組み合わさるとかいうことで通常使われている言葉でございまして、コンピュータシステムという概念をあらわすの一番適切な言葉であるかどうかについては疑問があるかと思ひます。

しかしながら、コンピュータの用語といたしますと、そのような形でも組織という訳語をかなり使っておるようでございますし、また現にもう十数年前につくられました自動車登録の関係での法文でも使っておりますので、そのようなものとして御理解いただくと、らしい言葉だということでは

のみ込んでいただくより仕方がないのではないかと申すように考えております。

○小澤(克)委員 私の日本語の感覚が古いのか、何かのみ込むのにどのひつかかるようなところがあるのですけれども、これは用語の問題でございまして、これが定着すれば、それで一義的に意味が読んだ方にわかるということに多分なるんだらうと思ひます。

そこで、私は機械のことはよくわからないのですが、登記ファイルに記録した場合に磁気記録装置に多分当面はなるだらうと思ひますけれども、これはいわゆる加除訂正が全く痕跡を残さないでできるわけですね。現在の紙に記入する方式だと、書き間違いがあればそれは訂正をして訂正印を押すということ、訂正をしたということが後々にわかるわけです。ところが磁気的な記録装置だと、一たん前の記録を消しまして新しい記録を入れかえると全く痕跡を残さない訂正ができるわけですが、その辺はどうなるんですか、そういうことは認められるのでしょうか。

○批田政府委員 これはプログラムのつくり方の問題だろうと思ひます。痕跡を残さないような形で結果が打ち出されてくるというふうな仕組みのものでございますし、また抹消は現在と同じように抹消の登記をしてもとのところに斜線を引いて出てくるということもやり方としては可能でございします。現に板橋の出張所でのやり方はそういう痕跡もずつとたどっていくというやり方をとっておるわけでございまして、今後の本番でやる場合にどういう方式をとるかということは選択されるわけでございしますが、技術的にはどちらも可能だらうと思ひます。

○小澤(克)委員 抹消登記は単に消すんじゃないやなくて抹消登記という新たな登記ですから、前の登記がそのまま痕跡残さずに消されたんじゃないやらない話ですので、そういうことは恐らくお考えでなからうと思ひますけれども、加除訂正のようなケースですね、登記官吏が誤って何か書き込んで、字などが間違つていて、それは訂正印を押して訂

正してあるという例もたしかあるかと思うのですけれども、こういうのが全く痕跡残さずにどんなに訂正できるということになりますと、場合によっては悪用されないかという心配がありますので、その辺をひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

それから細かい話ですが、現在のやり方ですと、抹消登記の場合は抹消登記の登記をした上で抹消部分について朱抹するということになっておりますね。これはどういうふうな記録してどう表現するのでしょうか、文字どおり赤で消すわけにはいかないのじゃないかと思うのですが。

○批田政府委員 抹消登記をした場合に、その抹消に係る登記の消し方でございますが、現在は一覽してわかるように朱で斜線を引くというやり方をとっております。しかしながら、コンピュータになりまして、それだけ朱であらわすということではできません。いづれにいたしましても打ち出した謄本などでどう表現するかという問題になるわけでございしますけれども、また斜めに線を引くというのもコンピュータ仕様としては不可能でございます。いづれにしても文字の上とかあるいは横とかにボーダーライン的なものを引いて処理をするとかというふうな形で若干の修正はせざるを得ないことにならうかと思ひます。

○小澤(克)委員 それからこの法案を見ますと、第四条で、この登記ファイルに記録され、そこからアウトプットされた書面をもって登記簿の謄本または抄本とみなすという規定になっているわけですね。そうしますと、記録装置にある記録というのは、刑法百五十七条で言う公正証書原本に当たるわけなんですか。

○寛政府委員 この制度でいきました場合には、原本はあくまで従来からの登記簿というものが原本であるというふうな考えでおります。

○小澤(克)委員 そうすると、原本はないけれども、そこからアウトプットされたものは謄本または抄本だと、まあこれはみなすということですか

ら、そうじゃないけれどもみなす、こういう理解になって、原本はない。したがって、登記ファイルに不実のデータを打ち込んで、これは公正証書原本不実記載罪にはならない、こういうことになるわけですね。当然そのものになる登記簿がありまから、実際の適用ではそのものになる登記簿に不実記載をしたということになるわけでしょうけれども、その辺、一応もう一遍確認させていただきます。

○寛政府委員 これはあくまでも刑法百五十七条、刑法の解釈としてお答え申し上げますが、あくまでも登記簿謄本が原本であるということでございます。

ただ、現実の問題としては登記簿に登載された事項がそのままファイルの方に行くということで、だれか第三者が不実の申請をして不実の記載をさせたという場合には両方に載るわけで、その場合は登記簿の方が原本不実記載罪の対象になると考えております。

○小澤(克)委員 この法案では、第五条は将来的には電子情報処理組織を用いて登記を行うことを目指しておるわけですから、紙とインクによる登記簿は将来的には廃止していくということだろうと思ひます。その段階では、これは公正証書原本だというふうなせざるを得なくなるでしょうね。現に自動車登録についてはこれが原本に当たるんだという判例があるということも聞いておりますが、いかがでしょうか。

○寛政府委員 将来、現在の登記簿がなくなりましていわゆる登記ファイル一本になりました場合の公正証書原本不実記載という罪の適用に関しましては、今小澤委員御指摘の自動車登録ファイルに関する最高裁の昭和五十八年の判例は、これを公正証書の原本というふうな理解しております。

そのことから、将来できた登記ファイルが公正証書原本と認められるかどうか断定はできませんけれども、同じような内容の文書であり同じような形態であるといえますれば、同様の解釈がなされる可能性は強いと考えております。

ところが一方、債権者に便利であるということとは逆に債務者にとっては不利益なことをございまして、そのようなことで各人ごとの財産調べ、それが今どれだけの財産を持っているかというばかりでなくて、場合によつてはどういうところに抵当権を設定して幾ら借金をしているかということま

でわかつてしまうということでは困るという、それはプライバシーに当たるかどうかわかりませんが、そういうようなプライバシーの意味での問題の提起もございしますので、私ももととしては目下のところ、そういう人的な索引というようなことは考えておらないとございしますが、将来コンピュータになりますと、いろいろな面での情報の検索が可能になってまいりますので、ある一定限度では、そういうふうなことをつかまえることを法律レベルでも容認していいんじゃないかというふうな声が高まっておりますれば、それはそうように考える余地はあるのではないかと思っております。

○小澤(克)委員 今のは、特定の人の、債務者なら債務者の財産を調べる便宜のことだったのですけれども、ほかにもこの種のことというのは、実は実際、実務上行われておりました、例えば建物の謄本をとりたいたときに、本来だったら地番及び家屋番号で特定して請求するのじゃないけれども、実際には今法務局では、所有者がわかれば、家屋番号まで特定しなくても閲覧させてもらえますし、また、謄本なども出していただけるといふかなり弾力的な扱いになっておりますし、さらに家屋番号がわからないときは、地番だけ書きまして、その地番上の全部の家屋というふうな書き方でも出していただけるといふ状態があるわけですね。この辺につきましても、閲覧ができない、あるいは何せ機械が相手ですから、融通をきかすことができませんので、きちんと特定をして、マークシートで申し込まない限り出さないということになりますと、不便を来すのではないかといいことですね。

それからもう一つは、実は意外に多いのが、地番がわからないということがあるのです。住居表示しかわからない。それで、しよがないから住居表示でまず公図を見て、この辺の住居表示は大体何番地ぐらいになるのだらうということできまして、登記簿を見せられて、前後を見て目的

を達するというようなことも現実に行われておりますので、そういったことがこの機械化によって、そういう事実上の利益というものが、これが適法かどうかということとはともかくとしまして、奪われることになると非常に不便になってしまふのではないかと。その辺を非常に危惧するわけですね。そのあたりについて、将来全面的にコンピュータ化されたときの手当てを何かお考えいただけないものかどうか。現在のお考えで結構ですから、お答え願いたいと思います。

○枇杷田政府委員 所有者の名前で家屋を特定するというのは、先ほどの人的な検索の問題になりますので、先ほど申し上げましたとおりコンピュータ化になりますと無理ではないかと思ひます。しかしながら、家屋番号がわかれば検索ができるわけございまして、その家屋番号は敷地番と同一の番号を振ることになっております。したがって、敷地番がわかればわかるわけございしますが、ただ敷地番も、法律的には数筆に分かれていて枝番がついているのだけれども、申請人の方はその親番だけしか御存じにならないというふうなケースもあるわけございします。そういう場合には、親番に当たるようなものがたくさんあった場合にはちよつと問題でございしますけれども、その数筆の分を当たつてごらんになればわからないうちでもないだらうと思ひます。そのような検索について、将来、法務局の窓口として、自分のところを持つていけるディスプレイで何か御相談に應ずるといふふうな体制をつくるかどうかという問題は今後あらうと思ひますが、仕組みとしては、正式な閲覧という形でございします、やはりその枝番をつけながら、一つ一つ謄本申請なりをしていただかなければならぬということにならうと思ひます。

もう一つ、その敷地番自体がわからないという問題、住居表示はわかるけれども敷地番がわからないというケースが現在非常に多うございまして、窓口でも混乱をし、申請人にも御不便をおかけしているところございします。これは何とか解決

しなければいけないということで、板橋のパイロットシステムにおきましても、住居表示から不動産を特定してやるように、謄抄本の請求ができるようにというシステムを採用いたしまして、それで稼働いたしております。それは大変好評のようございします。今後本番でやる場合にも、その住居表示から地番が検索できるという仕組みはぜひ採用して、全国どこでもそのような状態にする必要があるであらうというふうな考えております。

○小澤(克)委員 それで、先ほどの財産調べの問題に戻るのですけれども、ある人がどういふ財産を持つていられるかというのはまさにプライバシーの問題なんでしょうか。これはかなり基本的な検討が必要のある事柄だらうと思ひます。プライバシーという面から見ると、例えばある特定の不動産について、登記簿を見れば、これはもう故事来歴全部出てくるわけですから、いつだれから差し押さへを食つたとか、税務署から差し押さへられたとか、それから裁判所の予告登記があれば、いづどんな争いがあつたとか、さらには、例えば財産分与を登記原因とする所有権移転登記などあれば、この人は離婚したんだなというふうなことで、それこそプライバシーどころでないですね。すべてわかつてしまふわけですね。

その一方で、債権者が正当な権利を行使しようと思ひのだけれども、債務者の財産がわからないうち、こういうのはプライバシーとして保護をされるほどのものなんでしょうか。特に不動産は、家はともかくとしまして、土地についてはすべて国土です。近代的所有権というものは、使用、収益、処分すべての全面的な権利を持つていうことですね。けれども、これも現在ではそのことが当然のよう

に考えられておりますが、歴史的に見て近代社会以後の事柄でして、こういったことが絶対的なものと思ひませんし、ましてそれがプライバシーとして保護されなければならぬ、だれがどれだけ国土の一部を占めていられるかということについて

秘密が守られなければならないというののもどうもぴんとこないところがあるわけですね。

他方、行政庁の方は、先ほど言いました課税台帳などで、これは人的に編成しまして全部握つておられるわけですね。その辺を考えると、今後こういう不動産を公示する制度において人的編成といひますか、そういう要素を加味していくことも十分考えられるのではないかと。特に私、これは細かくは知りませんが、同じく物的編成主義をとるドイツ、それからスイスでも、同一所有者に属する二つ以上の土地を一括して一個の登記用紙に登記することを認めている、人的編成主義を加味したというふうなことが行われているのだそうございします。そうしますと、先ほど民事局長がおつしやつたように、コンピュータ化すればこれはまさに記載の順序に限らず、ある人のものについてのみピックアップして打ち出すというふうなことが技術的に極めて容易になるわけですね、そういうことも十分考えられるのではないかと思ひます。

この点につきましては、今のところその辺に対する考え方というのがはつきりしていません。先に先ほど言いましたように登記簿が幸か不幸か多数のものが一つのつづりに編綴されているのを利用しまして、当たりをつけて申請しておいて調査をするということが事実上行われている。実務の方が何か実際の必要性を、基本的な考え方をあいまいにしたまま満たしているという実態があるわけですから、ここでコンピュータ導入を一つの機会として、今言つたような、ある人の財産がどういふものかを第三者がわかるような仕組みといふものも十分考えられるのではないかと、その辺ぜひ御検討いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○枇杷田政府委員 不動産登記の場合には、その登記簿に記載されていることが公開をされるというところがむしろ生命でございまして、公開をされているからこそ民法の百七十七条の対抗要件といひますか、対抗力を与えてもいいという基礎がそ

これから出てくるものだろうと思います。したがって、公開が生命でございしますので、そこでプライバシーなどというふうな問題は生ずることはないというのも、私はそのとおり考えます。

ただ、現在の物的編成でございしますので、ある不動産についての権利関係がどうなっているかというものを公開していくというのが登記制度の目的なんだ、それを超えて、ある人がどんな財産を持っているかということ、いわば個人の財産調べる意味での情報を公開するのは登記制度ではないんだ、またそのような形で情報が公開されるということになりますと、個々の不動産についての権利関係とはまた別の意味がそこに出てくるのではないか。そこら辺がプライバシーの問題かどうか知りませんが、それはまた別に公開されるということのないように保護されるべきものではないかという議論があるわけにございします。

その点につきましては、まだそんなに学者や何かでも大きな議論を呼んでおりませんが、賛成の立場、反対の立場、いろいろあるだろうと思います。殊に先ほど申し上げたけれども、債権者の立場と債務者の立場とはまた違つてまいります。したがって、この問題をどう選択するかというところは将来の問題だろうと思ひます。現在は、少なくとも登記制度というのは物的編成であつて、個々の不動産の権利関係を情報公開していくんだという制度でございしますので、これからコンピュータの進め方といつたしますと、現在の考え方をベースにして計画を進めていきたい。そして世論的に、人的にも情報がつかまえられるようにする方がいいのだというふうなことで、それがむしろ当然だというふうな声になつてまいりました場合には、これはコンピュータ内での情報の検索の問題でございしますので、若干のシステムをまたつけ加えなければならぬかもしれませんが、基本はどのようにでもデータは処理できるはずのものでございしますから、その時点でそのような方途を考へるということを私はもはなから否定するものではございませんが、当初の発表は

現在のままで発表をせざるを得ないのではないかとと思つております。

○小澤(克)委員 おつしやるとおり、登記制度そのものとはまた別の要素のことだろうと思ひます。私もそう思ひますが、実際には非常に密接な関係が生じてくる。特に、コンピュータ化すればある人の物件のみ、人的にのみビツクアップしてデータを打ち出すということは技術的には非常に簡単になつてくるだろうと思ひますので、このコンピュータ化を機会に、ひとつ個人の資産についてどう一方では知る権利があり、他方ではそれを秘匿する権利があるのかということ、これは重要な問題だと思ひます。例えば政治家の資産公開などの問題もいわば全部その中に含まれてしまふわけにございまして、重要な側面も持つかと思ひますけれども、ひとつ私もどうすればいいのかという考へはつきりあるわけではございせんが、法務当局としてもぜひ御検討願ひたいと思ひます。

きょうは大臣には質問の通告をしておりませんので質問は差し控えますが、要望として今言つた特定の人の資産について国民はといひますか、第三者はどこまで知る権利があるのか、一方その当該の人にとつてどこまで秘匿する権利があるのか、重大な問題だろうと思ひますので、ぜひ御検討を願ひたいと要望をいたしたいと思ひます。大分時間が余つてしまひましたが、私はこれで終わります。

○片岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

法務行政に関する件調査のため、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、参考人の人選、日時につきましては、委

員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、来る四月二日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時四十八分散會

昭和六十年四月十日印刷

昭和六十年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K